

令和 6 年 2 月 29 日

長野県議会（定例会）会議録

第 8 号

令和6年2月

第433回長野県議会(定例会)会議録(第8号)

令和6年2月29日(木曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危
機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通
政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 玉 井 直
県民文化部長 山 田 明 子
県民文化部こど
も若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 福 田 雄 一
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 渡 辺 高 秀
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業
局 長 合 津 俊 雄

観 光 部 長 金 井 伸 樹
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整
備推進局長 斎 藤 政 一 郎
会計管理者兼会
計局長 宮 原 茂
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
教 育 長 内 堀 繁 利
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 小 山 巖
警 務 部 長 小 野 田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 直 江 崇
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼
課長補佐 蔵之内 真 紀

議事課担当係長 井 出 文 香
議事課担当係長 風 間 真 楠
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総務課担当係長 津 田 未知時

令和6年2月29日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
議員提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

発言取消しの許可

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑
陳情提出報告、委員会付託
議員提出議案

午前10時開議

○議長（佐々木祥二君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●発言取消しの許可

○議長（佐々木祥二君）次に、続木幹夫議員から、去る2月22日の会議における一般質問の発言中、「——」から「————」までの部分は取り消したい旨の申し出がありましたので、報告いたします。

お諮りいたします。同議員の申し出のとおり、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、続木幹夫議員の申し出のとおり、これを許可することに決定いたしました。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（佐々木祥二君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、能登半島地震災害への支援について質問いたします。

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興を願い、質問いたします。

能登半島地震に当たっては、本県は羽咋市及び輪島市への対口支援を継続しています。対口支援とは、御承知のとおり、被災市区町村を一对一で担当する団体が自己完結的に支援を行う方式であり、カウンターパート方式とも呼ばれています。対口支援のメリットとしては、事前に支援自治体が決まっていることにより、応援自治体が責任を持って人員確保、引継ぎ、復興までの一貫支援ができること、顔の見える関係できめ細かい支援ができること、また、何より迅速な支援が実行できることが挙げられますが、今回の対口支援の枠組みはどこで相談され、どのような判断から羽咋市及び輪島市の支援に至ったのか、前沢危機管理部長に伺います。

南海トラフ地震など本県に被害を与える地震は複数想定されており、特に糸魚川－静岡構造線断層帯地震が発生した場合、最大で9万7,000戸以上の家屋の損壊、死者7,000人以上の甚大な被害が想定されていることから、能登半島地震は決して人ごとではありません。本県で同等の災害が発生した場合、他県からの支援体制の構築はどのようにされているか、前沢危機管理部長に伺います。

能登半島地震へのボランティアの支援は、冬の時期ということもあり、倒壊家屋の片づけなど被災地の支援ニーズが本格化するのはいずれからなると思料いたします。石川県は、当初、道路事情などからボランティアにこないよう強く発信していたため、力になりたいと思っているボランティアの中にも、参加をちゅうちょし、状況を見極めていらっしゃる方々もいらっしゃるよう感じます。

長野県民に向け、能登半島を中心とした被災地でのボランティア活動への参加や、団体等に対する一層の支援・協力の呼びかけをどのように行っていくのか。また、そうした支援活動を行うボランティア団体、NPO法人や各業界団体等との連携やサポートを今後どのように行っていくのかについて阿部知事に伺います

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）能登半島地震への支援につきまして2問お問合せをいただきました。

まず、対口支援の枠組みや経緯でございますけれども、大規模災害が発生したときの被災した自治体への支援は、総務省の応急対策職員派遣制度により行うこととなっております。まずは被災地域ブロック内で支援に入りまして、それでは対応が困難な場合には全国の自治体が支援に入るという仕組みとなっております。

実際は、対口支援として被災市町村ごとに支援する自治体を割り当てまして、避難所運営や罹災証明書の交付などの業務をサポートする仕組みとなっております。今回大きな被害が発生している北陸地域は、中部圏知事会に属しておりまして、そのため、中部圏知事会の災害対応幹事県である三重県が、知事会を代表して総務省と対口支援の割当て案を検討しまして、1月4日に本県に羽咋市への対口支援に入るよう要請があったところでございます。その後、輪島市も甚大な被害があったということが分かりましたので、さらなる対口支援の追加が必要であるということで、1月7日に知事会、総務省から本県に対して輪島市への対口支援に入るよう要請がございまして、本日まで二つの市に支援を行っているところでございます。

次に、他県からの支援体制でございますけれども、都道府県間の支援は、基本的に地域ブロック内で行い、その後、全国の知事会の災害時の相互応援協定を前提とする応急対策職員派遣制度により支援する枠組みが構築されております。本県は、中部圏知事会と関東地方知事会の両方に属しておりますけれども、知事会の協定で、まずは中部圏知事会の富山、石川、岐阜の順に応援いただくことになっております。それにより難しい場合は中部圏の他の構成員、それでも駄目な場合は関東知事会の他県からの応援、さらに広域で全国の自治体から支援を受けるという体制となっているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、能登半島地震の被災地に対するボランティア活動への参加や様々な団体等への支援、協力の一層の呼びかけをどう行うのか、また、各団体等と連携してどうサポートして行くのかという御質問であります。

能登半島地震では、いまだに多くの皆様方が避難所等で不自由な生活を余儀なくされているということで、報道等に触れて、私も何とか応援しなければいけないという思いを持っておりますし、恐らく多くの県民の皆様方ができることは何でもしていきたいというふうに思われていると思っております。

ただ、今回の能登半島地震は、半島部での地震ということで、道路の損傷等が激しくアクセスに課題があり、現地に入って宿泊する場所が不足しているといったようなことで、ボランティア活動をはじめとする支援がなかなか行いにくい環境でございます。

そうした中、石川県は、今週、穴水町に災害ボランティアの宿泊拠点を設置されました。また、長野県の社会福祉協議会も能登町に独自の災害ボランティアの受入れ拠点、宿泊施設でありますけれども、この設置を準備しているところでございます。現地ではボランティアの受入れ環境が進みつつあるという状況であります。一日当たりのボランティアの数がまだまだ非常に少ない状況になっておりますけれども、これからボランティアの受入れもどんどん本格化して

いくことになると思っています。県としても、県民の皆様方の思いと被災地をしっかりとつなげていかなければいけないというふうに思っています。

県社協では、市町村社協とも協力して、3月の中旬から能登町に1日1便程度のボランティアバスを運行して、独自のボランティアの派遣を予定しているというふうに伺っています。

また、私どもとしても、社会福祉協議会、NPOセンターをはじめ被災地支援に関わる皆様方に能登半島地震復興支援県民本部の構成員として参画いただいておりますので、必要な支援について現場のニーズを把握して、構成メンバーにしっかりと協力を呼びかけていきたい、また必要な調整を行ってきたいというふうに思っています。

ボランティアについては、今後、個人がばらばら行くということではなく、むしろまとまって行くほうが被災地に負担がかからないと思いますので、できるだけまとまった形で派遣していくことができるように体制を整えていきたいというふうに考えております。県民の皆様方にはぜひ御協力、御参加をいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）被害の大きさや様々な状況から息の長い支援になると思います。様々な困難なことがあるとは思いますが、被災者の皆さんのためにきめ細かい支援を引き続きお願いしたいと思います。

被災地においては、看護師をはじめとする医療人材の離職が相次いでいるとの報道がありました。武見敬三厚生労働相は、2月20日の記者会見で、被災地の病院に籍を置いたまま別の公立病院で働ける在籍出向の仕組みを検討すると表明したとのことでした。

ただでさえ人材確保が難しかった地域が被災地となり、過酷な労働環境から離職が相次いでしまえば、復興後も医療人材不足になることは容易に想像できます。この在籍出向の考え方も踏まえつつ、北信越としても医療人材の維持確保について連携してお取り組みいただきますよう要望し、次の質問に移ります。

次に、特定地域づくり事業協同組合制度の活用について質問いたします。

地域の担い手不足が著しい過疎地域を多く抱える本県においては、人口急減地域の地域づくり人材確保は喫緊の課題です。

国会においては、このような課題解決を図るため、議員立法により、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律を令和元年に制定しました。

特定地域づくり事業協同組合制度とは、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものと認定したときは、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能とする

とともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにするというものです。本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持、拡大を推進することができます。

阿部知事も、議案説明において、人口急減地域における地域産業の担い手確保を図るため、特定地域づくり事業協同組合の設立から運営までを支援すると述べられ、コーディネーターを配置するとのことであり、積極的な活用を期待するところですが、今のところ、本県では生坂村及び小谷村の認定事例にとどまっているのが現状です。

人口急減地域を対象とする本制度では、過疎法で規定される過疎地域に限らず幅広い適用が可能であり、例えば長野市内の旧合併町村も対象になるにもかかわらず、令和5年10月時点の総務省の特定地域づくり事業活用意向調査によると、現在認定を受けている2村以外で制度活用の意向ありと回答した県内市町村数は残念ながらゼロです。本県で制度の活用が進まない現状と課題についてどのように捉えているか、清水企画振興部長に伺います。

しあわせ信州創造プラン3.0に定める目標では、2027年度には12市町村で本制度の認定を目指すとされていますが、本制度の活用を促進するための取組を新たに実施することについて、本県で制度の活用が進まない現状と課題を踏まえ、県としてどのように具体的に取り組み、目標を達成する見込みなのか、清水企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には特定地域づくり事業協同組合制度に関して2点お尋ねをいただきました。

まず、活用に係る現状と課題についてお答えいたします。

県としては、これまで、本制度の普及促進に向けて、相談窓口の設置、組合設立や労働者派遣手続に係る関係機関との調整、中小企業団体中央会と連携した制度説明会の開催などに取り組んでまいりました。

議員御指摘の総務省調査のより詳細な内訳では、29市町村が制度活用を検討中としているところであり、制度に関する県への問合せや設立済みの組合への視察など、実際に検討の動きはあるものの、設立に向けた具体的な意向表明にまでは至っていないというのが現状であります。

設立まで至らない理由について関係者にお伺いしたところ、冬季の仕事が少なく通年雇用の確保が難しい、制度活用に当たり地域の合意形成に労力と時間を要する、組合の経営面で事業開始後の持続的な運営への不安があるといった声があり、こうした課題が制度活用が進まない要因となっているものと認識しております。

続きまして、今後の具体的な取組についてお答えいたします。

先ほど申し上げた課題のうち、通年雇用の確保に関しましては、今年度、国の地方分権改革に関する提案募集制度を活用し、派遣可能な業務の拡大について本県から提案を行いました。その結果、建設業務における在籍型出向が認められるなど、一定の改善が図られることとなりました。

また、その他の課題に対応するため、組合の設立検討段階から運営まで一貫した支援を行う長野県特定地域づくり事業推進事業を来年度予算案に盛り込んでおります。具体的には、専門知識を有するコーディネーターを設置し、検討が進まない市町村や事業者に対しプッシュ型で制度の活用検討を促すとともに、設立に係る手続等への支援や、組合設立後の運営に対する相談、助言など、段階に応じたきめ細かな支援により、市町村、事業者双方の不安を払拭し、具体的な設立の動きにつなげていきたいというふう考えております。

なお、本制度は、非過疎市町村でありましても、合併前の旧町村部など過疎地域とおおむね同程度の人口減少が見られる地域も対象になり得ることから、こうした地域も念頭に、できるだけ多くの市町村で制度の活用がなされるよう普及促進に力を入れて取り組んでまいります。

以上です。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君） 検討をしている地域はあるということで安心しました。ぜひ実際に行えるように御支援をいただきたいと思います。

ただ、プッシュしてしまっているのかどうかということはあるのですが、きめ細かく相談に乗っていただき、認定に至るように前向きな御支援をお願いしたいと思います。

特に、財政規模の大きな自治体の中のある1地区になりますと、こういった制度のことを知らなかったり、どう取り組んでいいのか分からないということがあると思いますので、大きな市に対しても、各地域で使えるということを周知し、認定に結びつけていただきたいと思いません。

最後に、障がい者スポーツの推進について伺います。

令和6年4月の組織改編において、健康福祉部が所管する障がい者スポーツ行政は観光スポーツ部に移管されることとなります。観光部長が議案説明で述べられたように、スポーツ部門が観光部の所管になることにより、スポーツ合宿の誘致促進や、プロスポーツ団体との連携による誘客強化、一般スポーツ指導者活用による障がい者スポーツの競技力向上など好循環による発展を期待するところですが、同時に、令和10年に本県で開催が予定されている全国障害者スポーツ大会の趣旨である「障がいのある方がスポーツ大会に参加し、スポーツを楽しむこと」はもちろん、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加を推進させることを目的としていることに鑑み、組織改編後も、障がい者行政を担当する健康福祉部には、

これからも一定程度の関わりが必要と考えます。今後の健康福祉部の障がい者スポーツに対する姿勢を伺います。

また、コロナ禍におけるスポーツ人口の減少や指導員の活躍の場の減少は、障がい者スポーツの普及と振興における課題と考えますが、現状と県の取組はいかがか。福田健康福祉部長に伺います。

全国障害者スポーツ大会に臨む選手の強化合宿等に係る費用の自己負担が重く、収入の少ない選手にとって大会出場を辞退するきっかけの一つになっている状況もあるとお聞きします。令和10年の本大会の開催に向けて、大会成功のためにも、障がい者スポーツ振興のためにも、選手の費用負担の軽減や指導者の確保など県として必要な支援をすべきと考えますが、現状と課題を福田健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）障がい者スポーツの推進につきまして2点御質問をいただいております。

まず、スポーツ行政一元化後の健康福祉部としての姿勢、それから障がい者スポーツの現状と取組などについての御質問でございます。

障がい者スポーツ行政は新年度から観光スポーツ部に移管されますが、障がい者の健康増進や共生社会づくりなど福祉の視点も必要でございます。健康福祉部としては、そのような視点から、観光スポーツ部と連携を密にいたしまして、障がい者スポーツの振興に協力してまいります。

コロナ禍における大会参加者の減少でございますが、今年度4年ぶりに開催した県障がい者スポーツ大会の参加者は、コロナ禍前と比較して半減している状況でございます。また、コロナ禍で各種大会が中止となり、パラスポーツ指導員が活躍する場が失われ、障がいのある人が身近な地域でスポーツの本当の楽しさを実感する機会が減っている状況にあります。少しでも早くコロナ前の水準に戻し、さらに拡大することが重要と考えており、市町村等を通じて障がいのある方への働きかけを強化しているところでございます。

また、指導員に対しては、大会、体験会等の情報を提供し、協力を依頼するなど、県障がい者スポーツ協会と連携して取組をさらに進めていくことを検討しております。

健康福祉部としては、スポーツ行政一元化後も、障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しめる環境づくりに関わってまいりたいと考えております。

次に、選手の費用負担の軽減や指導者の確保などに対する支援についての御質問でございます。

県では、全国障害者スポーツ大会に向けて、各競技団体が行う強化合宿や講習会の開催、大

会への選手派遣等に要する経費を県障がい者スポーツ協会を通じて補助しております。しかしながら、各競技団体における活動費には限りがございます。強化合宿等に参加する交通費は、実際にはほぼ個人負担となっている状況でございます。経済的に厳しい方にとりましては負担が難しいこともあると考えております。また、競技によっては選手に対する技術的な指導ができる指導者が不足したり、練習会場等への移動手段の確保が困難な方がいるなど様々な課題がございます。

このような状況を勘案し、一人でも多くのアスリートが信州やまなみ全障スポに向けて競技力を高め、晴れの舞台でその力を発揮していただくため、競技団体への支援に関する来年度予算については前年度比60%増をお願いしているところでございます。

専門性の高い指導者の確保につきましては一般スポーツの指導者からの支援をお願いしているところですが、スポーツ行政一元化によりさらに積極的な協力が得られると期待しているところでございます。

今後とも、障がい者スポーツに関わる課題について県として解消に努めてまいります。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）御答弁いただきました。御答弁の中で、健康増進という言葉もありましたように、スポーツの持つ健康増進の役割は大きいものがあると思います。新しい観光スポーツ部と連携して、障がい者スポーツの振興、そして福祉の増進に努めていただきますよう心からお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐々木祥二君）次に、青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）松本市・東筑摩郡区選出、自民党県議団の青木崇です。通告に従いまして、今回は3件質問させていただきます。

初めに、件名1、人口減少対策と介護人材の確保について質問をいたします。

今定例会一般質問にて共田議員が取り上げられたとおり、今回、私たち自民党県議団政調会は、県内大学生に対するアンケート及び意見交換を実施してまいりました。251人の学生によるアンケートのコメント一つ一つに私も目を通しましたが、学生たちの生の声は、私にとっても新鮮でインパクトのあるものでした。アンケートのコメントからは、出産・子育てに関する経済的・心理的負担を解消し、働き方改革を進める必要性を感じるとともに、若者の抱えるそれぞれの悩み、課題に社会が応えていくことが求められていると強く感じました。

県では、早くから次世代サポート課による若者世代への支援、取組が行われてきたところではありますが、この秋頃を目途に長野県少子化・人口減少対策戦略を策定することとしており、

知事答弁においても、若者の声を聞く場を設けまちづくりに参画してもらう機会をつくることや、戦略方針の取組の柱も検討するというございましたので、まずはその取組に注目していきたいと思います。

そして、少子化を解消して人口の定常化をさせるまでの間に乗り越えなければならないのが、人口減少による社会の縮小です。県のデータによれば、長野県人口は、2001年の222万人をピークとして、今後、施策が有効に機能して状況が改善された場合であっても、2100年頃の137万人での定常化が目安になると見られています。

人がいないことによる社会サービスの縮小や商業施設の撤退などに関する記事を連日目にするようになりました。長野県内、特に中山間地域や規模の小さい自治体の皆様からは、人口減少に対する深刻な影響と将来に対する強い危機感を募らせる声をお聞きします。

少子化は、マクロ的には国の課題であり、国主導で行うべきことも多数ありますが、地域ごとに文化や大学、産業等違いがあることから、地域文化や社会背景、それに伴う課題に寄り添った対策が必要であると考えます。松本市と東筑摩郡の各村との対策の仕方も異なれば、10圏域ごとに文化の違い等も出てくるはずで。

中山間地域と郡部における人口減少の影響は深刻で、今後地域社会と社会サービスを維持していく上で、皆さんは強い危機感を抱いております。中山間地域を多く抱える長野県として、その特徴を踏まえてどのような戦略を立てていくのか。まさに長野県が進めている戦略の立案が必要なのだと思います。

今定例会でも、知事は、東京が逆立ちしても勝てないような地域をつくっていくという趣旨の答弁をされていたと思います。これからの縮小する信州に対して、人口減の影響を受ける人たちは、これからの信州はどういう未来に向けた道しるべを目指していくのか。それに応えられる戦略をこの秋に策定するよう進めていかなければなりませんし、県民や事業者が行動できるような形にしていくことが求められてくると思っております。

戦略的に幸せに縮んでいく必要性をこれまで幾度も指摘され続けてきたわけではありますが、いざサービスが縮小する局面になって、それを県民、事業者、自治体としてどのように受入れ、適応していくのか。まだその見通しは不明瞭なままであります。

そこで、次の2点について伺います。

県では、本年秋頃に少子化・人口減少対策戦略を取りまとめるとしております。長野県は、郡部における危機感が特に強いと考えていますが、人口減少に直面している当県の課題の特徴や強み、弱みをどう捉え、どのように戦略に実効性を持たせていくのでしょうか。

また、知事の考える県民が豊かで幸せに暮らせる未来像をどのように描かれているかと併せまして、阿部知事にお伺いいたします。

そして、人口減少が進み、人手不足が深刻化する中、シニア世代や障がい者など多様な人材の労働参画が重要であると考えます。関連経費が今回の予算案にも計上されているところではありますが、これらの推進に当たり、県として課題をどう捉え、どのように取り組んでいくのでしょうか。田中産業労働部長にお伺いします。

各業界で深刻な人手不足が叫ばれている中、今回は特に介護人材の確保について取り上げさせていただきます。

ハローワークのデータを見ると、介護分野における当県の有効求人倍率は高止まりしている状況が続いており、長野県の介護現場における人手不足は深刻だと見受けられます。

県のデータによると、本県においては、2026年時点の介護職員必要数を4.2万人と見込んでおり、今後およそ3,000人の人員確保が必要と推計されています。高齢者人口や高齢者世帯の推移としてもその後増え続け、2040年に要介護認定者、認知症高齢者がピークを迎えると見られており、介護需要はますます増加していきます。

介護職員の人材がなかなか集まらない原因として、他産業と比べて低い賃金水準、ICT技術の導入が進まないことによる生産性向上の遅れ、介護の仕事はきついというイメージが強い働き方などが挙げられています。現場の声として、これまで導入してきた介護補助ロボットなどが活用されないままになっている現状があるといったことをお聞きしています。AI技術の活用などのテクノロジーを生かした負担軽減を進めていき、スマートな働き方のできる介護現場を発信していくことが必要だという声もお聞きしました。

また、週休3日制による働き方など新しい働き方に注目する20~30代の声もあるということで、実際に週休3日制を導入している法人では人材確保に効果が表れているというお話もお聞きしました。

国では、今般、介護報酬改定が行われまして、県として待遇改善やICT導入支援の関連予算を計上しているところではありますが、これらの介護現場の実態を踏まえ、介護人材確保のためには、取組を実効性のあるものとしていくことが必要です。また、県としてリーダーシップを発揮した働き方改革を進めることも求められていると思います。

そこで、以下2点についてお伺いします。

介護人材の確保が全国的な課題となる中、当県においては有効求人倍率が高止まりとなっています。外国人介護人材など多様な人材の確保も含め、県としてどのような戦略で介護人材確保に取り組んでいくのでしょうか。

また、介護報酬改定が行われ、介護職員の処遇改善も含めた関連経費が今年度補正予算及び来年度当初予算に計上されているところではありますが、介護人材確保に向けた職場環境や職員の待遇改善が進まない現場の実態があります。今後、介護職員の待遇改善とICT導入による

生産性向上、働き方改革を実効性を持って進めるために、県としてどのように支援していかれるでしょうか。それぞれ福田健康福祉部長に伺います。

そして、量的確保とともに、県内の介護の質を確保していくという視点も重要です。国家資格となった介護福祉士を取得するためには幾つかのルートがありますが、そのうちの一つに、養成施設を経て取得するというルートがあります。県内にも介護福祉士養成校があり、これまでも質の高い介護人材の育成を担われてきています。若い時期から時間をかけ、体系的に介護福祉を学んだ養成校出身者は、介護福祉現場での定着率も高く、信州の介護サービスの中核を担っています。

しかし、少子化・人口減少のスピード以上に、養成校の入学者数が年々減少してきているところです。令和元年から見ると、入学者数は実に半減していて、全国的にも養成校自体の数が減少しているところですが、長野県においては、12校あった養成校は5校廃止となって、現状7校となっています。人材確保競争が厳しくなる中、入学者が定員を大きく割っている状況が続き、存続する7校の経営状況は非常に厳しいものとなっています。

介護福祉士養成教育は、1,850時間以上の体系的なカリキュラムで構成されていて、倫理教育やチームマネジメント能力を養うための教育の時間が設けられていることから、介護現場における虐待や事故の発生抑止にリーダー的役割を発揮されることが期待されています。介護福祉士は、3年以上介護業務に従事した実務経験ルートからの資格取得が多いのが実態ではありますが、県内の地域に根差した養成施設において、このようなカリキュラムを経た介護福祉士を養成し、この地域に定着して介護現場を支えてもらう、そういったルートを確保しておくことがこれからの信州で安心して老後を暮らしていけるための環境を確立するために非常に重要であると考えます。

そこで、以下2点についてお伺いします。

まず、国家資格である介護福祉士は、介護現場でリーダー的な役割を担っていることが多く、県内の介護の質を向上させる役割も担っています。介護福祉士養成施設では、介護福祉士の資格取得に向けた体系的なカリキュラム等により質の高い介護サービスを提供できる人材育成に取り組んでいるところです。介護福祉士の役割と介護福祉士養成施設数及び入学者数が減少している県内の現状についてお伺いします。

また、県としての介護福祉士養成施設への支援の在り方についても伺います。

また、大阪や東京等の都市部にある介護福祉士養成施設では、人口減による影響を埋めるように外国人留学生の受入れが多くなっています。一方で、県内ではその受入れが少ない状況にあります。国としても海外人材を拡大しようとしている状況の中、県内の外国人介護人材の確保に向け、介護福祉士養成施設において外国人留学生の入学や生活を支援することについての

所見を伺います。以上2点、福田健康福祉部長に伺います。

続いて、件名2の食肉処理施設について取り上げます。

なお、先日の一般質問において、小林あや議員から、この件と、この後続きます件名3の中部縦貫自動車道について共に取り上げられておりますが、懸案事項の取組の推進を求めて私からも取り上げさせていただきたいと思えます。

長野県食肉公社が松本市島内で運営する食肉処理施設について、移転先として三つの候補地が報道されています。この移転に当たっては、JAグループ等からの要請があって県としての支援の検討が始まっていますが、その性質上、公設に近い形での検討を求められていることから、関係者それぞれが役割を果たしながら進めていくこととされています。

県内では、松本食肉施設整備支援検討会を立ち上げ、県としては、これまで同様にJAグループが施設の設置・運営を行うこととした上で、候補地の探索に協力するとともに、施設整備への支援について、市町村と共に松本食肉施設の早期移転新設を目指してまいりました。

一方、松本市は、同敷地内に焼却施設を建て替える計画があり、焼却炉の耐用年数から、施設の土地を今から3年後となる2027年度末までに返還することを求めています。しかし、新施設の設計・建設には最短でも4年程度かかると見込まれていて、候補地がまだ決まらない中で停滞する整備の議論に対し、県内食肉処理体制の空白期間ができかねないことに対する不安の声を畜産関係者からお聞きしています。

依田議員の代表質問において畜産振興における対策について質疑があり、県からは、県独自の価格高騰対策や自給飼料の増産、スマート畜産技術の導入や信州プレミアム牛肉などのブランド化の推進、防疫体制強化など、総合的に展開することで、持続可能な畜産の構築に取り組んでいくとの答弁がありました。

こういった取組を展開し、今後の県内畜産を振興する上で、県内の安定した食肉処理流通体制の構築は不可欠であり、施設が果たす役割は大きいものと考えます。食肉処理施設の移転は県内全体の食肉流通に関わる問題であり、県内の食肉生産者、消費者が不利益を被ることのないよう、県としてもその支援の方針や在り方を改めて共有していただきたいという思いで、以下2点について伺います。

畜産振興や食肉流通において、県内の食肉処理施設が担う役割、機能と、新設される施設が畜産に果たす効果について県としてどのように捉えているのか、お伺いします。

また、今後の食肉処理施設の移転見通しを不安に思う畜産関係者がいる中で、松本食肉施設整備支援検討会における検討経過と、県として施設整備支援に今後どのように取り組んでいくのかについて伺います。以上2点を小林農政部長に伺います。

続いて、件名3、国道158号の現道対策と中部縦貫自動車道の早期整備について伺います。

1月1日に発生しました能登半島地震においては、道路が寸断され、救命活動、物資の供給、ライフラインの供給に遅れが生じました。こうした状況は、中山間地域を多く抱える長野県においても人ごとではありません。信州における防災対策を求める声に応えるべく、災害に強い交通ネットワーク構築による県土強靱化を一層推し進めていくことが重要です。

今、県内には三つの高規格幹線道路の計画があります。その一つである三遠南信自動車道は、昨年5月、最難所と言われた青崩峠トンネルが開通し、開通に向けた工事が着々と進んでいます。二つ目の中部横断自動車道については、昨年7月に北部の未開通区間約40キロメートルのルート案が国から示されるなど、それぞれ着実な進捗が図られているところです。

一方で、残る一つの中縦貫自動車道については、平成8年度の松本波田道路の事業化、平成9年度の安房峠道路開通以来、松本波田道路から安房峠―中ノ湯間については26年間大きな進展が見られず、ルート案すら示されないままとなっていることをさきの定例会においてもお示しさせていただきました。

先般、自民党県議団政調会として地元の皆さんと本路線についての意見交換をさせていただく機会がありました。中縦貫自動車道のうち、松本波田道路の早期完成とその先線のルート提示、長野―岐阜間と上高地へのアクセスを現状担っている国道158号の改良整備など、長きにわたって促進、改良を望んで精力的に活動されてきた地元の皆様の切実な思いをお聞きしてまいりました。

この先線ルート提示については、国、県、市で構成される先線整備検討会が令和2年7月と令和4年6月に2回開かれていて、ルート検討に関する協議を行っています。この検討会において、事業化の前段階となる計画段階評価に移行すれば、国によるルート選定に向けた環境評価などが始まることとなり、これまで停滞していた整備計画が大きく前進することが期待されます。このことから、この検討会の第3回目の開催を地元を挙げて求めてきたところであり、地元市町、地元住民を挙げて、この整備実現を悲願として要望活動に精力的に取り組んでいるところでもあります。

そこで、国道158号と中縦貫自動車道について2点質問をさせていただきます。

中縦貫自動車道が完成するまでの間、長野―岐阜間の人流、物流を支え、上高地へのアクセスを担う国道158号の役割は大きいものと考えます。国道158号の現道対策として、奈川渡改良や狸平トンネルの整備が進められている中、それぞれの現状と今後の見通しについて伺います。

そして、今般の能登半島地震をはじめ、頻発する災害の状況から、災害に強く、また、国道158号とのダブルネットワークを確保する意味からも、中縦貫自動車道に対する松本地域の期待はますます高まっています。現在、松本波田道路の整備が進められていますが、その現状

について伺います。また、先線に当たる波田一中ノ湯間の検討状況を含め、今後の意気込みについて伺います。以上2件について新田建設部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、人口減少に関連して、当県の課題の特徴や強み、弱み、また、どのように戦略に実効性を持たせるのか、さらには、県民の皆様方が豊かで幸せに暮らせる未来像はどんなものを描いているのかという御質問であります。

まず、本日発表させていただいたところでありますけれども、2月1日現在の本県人口は199万9,000人ということで、昭和48年以来約50年ぶりに200万人を下回ることになりました。この県議会でも、少子化・人口問題につきまして様々な御意見、御提言をいただいているわけでありますけれども、改めて強い危機感を持って対策の策定、実行に取り組んでいきたいというふうに考えております。

本県の課題であります、挙げ出すと切りがないわけでありますけれども、例えば、人口構成で見ると、若い世代、とりわけ女性の流出の多さが非常に目立つわけでありまして、その結果として、未婚の男女の人口比にもアンバランスが生じてしまっているということがあります。

これは、一つには、本県には高等教育機関が少なく、高校を卒業すると県外に出てしまう若者がどうしても多いということがあります。また、女性の皆さんにとって本当に暮らしやすいかどうかということを考えてときには、県議会でも議論の対象になっていますが、いわゆる固定的な性別役割分担意識、これは男がやるもの、これは女性がやるものみたいな発想がまだまだ色濃く残っており、若い女性からすると居心地が悪いと感じる場面があるのではないかと、うふうに考えています。

また、若い人たちにはいろいろな就業の希望があるわけですが、例えばサービス産業等を見た場合、本県は、大都市部と比べて、様々なサービス産業が豊富にある、様々な分野があるというわけではありませんので、若い人たちの就業の希望によっては、選択肢がない、あるいは少ないといったことで、これもまた就職するときに県外に出ていく要因であると思っています。

また、本県の地理的特性を鑑みると、やはり過疎地域や中山間地域、規模の小さい町や村が非常に多く、若い人たちから見ると、居心地がいい、楽しみが多いという都市的機能が必ずしも十分ではないのではないかと、いう側面があります。また、集落のことを考えると、高齢化がどんどん進み若い世代がほとんどいなくなったところでは地域活動が維持できない。また、地域が分散されているため、インフラの整備や維持に非常にコストがかかってしまう。さらには、例えば訪問医療や訪問介護を考えたときに、都市部のように次から次へとお宅を回れるような環境ではなく、効率を高めることが難しい状況もあります。

また、どんどん子供の数が少なくなる中で、国の教員配置、学級編制の考え方からすると、子供の数が減れば教員の数も減らされてしまうということもありますし、集団で行うサッカーや野球などのスポーツもしにくくなってきている。本当にいろんな課題がありますので、我々は、こうした問題意識を県民の皆さんとしっかり共有し、課題に向けて対応していかなければいけないというふうに思っています。

その一方、我々の強みであります。一つは、よく言われていますけれども、大都市部と違って豊かな自然環境に恵まれていると。特に、最近、信州やまほいくを進めたり、あるいは、私立学校では特色のある教育を行う学校が増えてきているということもあって、教育移住をされる方も増えてきています。子育てをするには大都市よりも長野県のほうが良いと思ってくださる方が大分増えてきているのではないかとこのように思っています。

また、こうしたこととも関連しますが、大都市圏からのアクセスが良いということもありまして、移住したい県ランキングでは常に上位にいます。そういう意味では、人口の社会増減を考えたときに、比較的選んでいただける県になってきているという強みもあろうかと思えます。

また、神城断層地震のときには、多くのメディアで「白馬の奇跡」と称されました。倒壊家屋に地域の皆さんがすぐに飛んで行って自動車のジャッキ等で救助活動を行った、これが奇跡と言われたわけですが、私は、これは奇跡ではないといろいろなところで申し上げております。地域コミュニティーがしっかりしていて、この家には誰が住んでいて、夜はどこで誰が寝ているということまで分かっているコミュニティーがいまだに存在しているということは、大都市では全く想像ができない強みだということに思っています。都心に行けば、アパートの隣に住んでいる人が誰か分からないという地域もたくさんあるわけにありますので、そうした地域と比べれば、こうしたことを強みとして生かしていくことも可能だということに思っています。

加えて、健康長寿県ということでもありますので、もちろん高齢化が進んでいく中でいろいろな課題は顕在化していますが、その一方で、元気で御活躍されている高齢者の方たちも多い。要は、単純に高齢者比率が何%だから大変だということではなくて、むしろこうした元気で活躍している高齢者の皆様方に未来に向けての希望があるのではないかと私は考えています。

また、農山村地域も、人々の価値観が変わってくる中で、一頃は都会に出て行こうという一方通行の動きばかりでありましたけれども、最近では、コロナ禍で、農山村の本当の意味での心豊かな暮らしに憧れ、価値を見出す方々も増えてきているという状況でありますので、こうした人々の価値観の変化も本県にとってはプラスに働く要因だということに思っています。

こうした課題を直視し、その一方で、本県の強みを生かしながら、女性や若者から選ばれる県づくり、そして、人口減少下でも社会経済活動が活性化する、そうした地域を目指して取り組んでいきたいというふうに思っています。

戦略の実効性という御質問であります。

少子化・人口減少対策戦略をこれから取りまとめていくわけではありますが、これは、行政だけでは実行できません。多くの皆さんと対話をして、問題意識を共有して取りまとめていきたいというふうに考えています。戦略につきましては、ぜひ県民の皆様方全体で問題意識と取組の方向性を共有し、多くの皆さんと協力して進めていく、そうした戦略になるように心がけていきたいというふうに思います。

また、新しい推進組織もつくっていききたいと思っています。幅広い方々に御参加いただきたいと思っております。参加いただくメンバーの皆様方に当事者意識を持って主体的に少子化・人口減少問題に取り組んでいただけるような組織にしていきたいというふうに思っています。こうした戦略の取りまとめ方、推進組織の在り方を通じて実効性を図っていききたいというふうに考えています。

最後に、県民が豊かで幸せに暮らせる未来像をどう描いているのかという御質問であります。

まさにしあわせ信州創造プラン3.0で掲げたように「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という思いを持ちながら県政を進めていききたいと思っております。

特に、経済的な繁栄は一定程度実現されてきたわけではありますが、こうした経済的な豊かさを維持すると同時に、一方で、環境とも共生し、多様性が尊重され、健康で文化的な人間らしい生活が営まれる社会、一人一人の県民の皆様方がウェルビーイングを実感いただけるような社会を目指して取り組んでいきたいというふうに考えています。

日本国憲法では、幸福追求権や生存権、あるいは教育の権利、勤労の権利、こうした権利が様々定められているにもかかわらず、こうした権利が十二分に保障されているかという点はまだ十分ではないのではないかと考えています。

また、今回の総合計画のビジョンブックで東大名誉教授の神野直彦先生がおっしゃっている所有要求と存在欲求の考え方、今までの高度経済成長期や工業社会においては、所有欲求を満たそうと、とにかく物をたくさん買える社会を我が国は目指して取り組んできました。しかしながら、一定程度の豊かさが達成されたにもかかわらず、まだ物、物、物という発想が強く続き、お金があれば幸せな暮らしができると、ある意味、誤った方向に進み過ぎてしまったのではないかというふうに思っています。むしろ、これからは、人と人との触れ合いや人と自然との共生など存在欲求が満たされるような社会をつくっていくことが必要だというふうに思っています。

大都市と我が県にはいろいろな違いがあります。大都市には大都市のよさがあると思っておりますけれども、我々長野県が目指していくのは、東京の後追いをすることでは決してないと思っております。御指摘いただいたように、長野県の強みを改めて認識し、その強みを生かした新しい

長野県づくりを進めていきたい。そのことを通じて県民の皆様方の幸福を実現していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には多様な人材の労働参加の推進についてのお尋ねでございます。

シニア世代や障がい者の方などの労働参加につきましては、体力の低下や生活重視のライフスタイル、あるいは障がいの状況などによりまして、力の必要な仕事や長時間労働が難しいことから、仕事や職種、勤務条件がなかなか合わないといった状況が課題として生じているところでございます。

この雇用のミスマッチを解消するために、今年度から設置いたしました地域就労支援センターにおきまして、求職者の希望や特性を尊重した就業相談など伴走型の支援を行うとともに、シニア世代や障がい者向けの求人を開拓するなど、企業とのマッチングを強化したところでございます。

また、企業におきましては、シニア世代や障がい者の方を受け入れたいが、どのような仕事を任せればいいのか分からないといった課題も抱えているため、これまでの職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度による認証や、障がい者雇用はじめの一步応援助成金による支援といった職場環境の整備支援に加え、新たな取組といたしまして、企業の業務切り出しを支援し、短時間でも勤務可能な就業希望者とのマッチングを実施する事業を予算計上いたしまして、就労支援策の充実を図る予定でございます。

今、県内高齢者の就業率と障がい者雇用率のいずれも上昇傾向にはありますけれども、これらの取組を通じまして、県民一人一人の希望に沿った働き方の実現と人手不足の解消につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には、介護人材確保に関しまして4点御質問をいただいております。

まず、介護人材確保に向けた県としての戦略はという御質問でございます。

御質問にもございましたとおり、令和8年には4万2,000人、現状から3,000人増が必要であると見込んでおりますが、介護人材の確保に向けましては、職員の処遇改善に加え、求職者と介護職場とのマッチングと資格取得の一体的な支援などによります入職促進、サービスの質の確保向上に向けた研修等によります資質向上、職員の負担軽減に向けた介護ロボット・ICT

導入支援などによる定着支援、離職防止といった様々な視点から総合的に施策を進めているところでございます。

現在策定中の第9期長野県高齢者プランにおきましても、介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進を重点施策に位置づけており、今後とも、アクティブシニアなど多様な人材の入職支援などに努めてまいります。

とりわけ、外国人介護人材については、国において、技能実習制度を見直し、新たに育成就労制度とする法案が今後提出されることとなっておりますので、こうした制度改正も踏まえて、さらなる受入れの拡大を図っています。

次に、職員の処遇改善及びICT導入による生産性向上や働き方改革への支援についての御質問でございます。

令和6年度介護報酬改定では、介護職員等の確保に向けて、介護職員処遇改善加算等が見直され、加算率が引き上げられるとともに、事業所内での柔軟な職種間配分が可能となったところでございます。

また、見守り機器等のテクノロジー導入による業務改善など、事業所における生産性向上の推進を評価する加算が設けられたところでございます。県としては、事業所に対し、介護職員により高い賃金が支払われるよう、こうした新たな処遇改善加算等を取得していただくため、アドバイザーの派遣などを通じて積極的に働きかけを行ってまいります。

介護現場の生産性向上に向けては、これまでも介護ロボット・ICT導入に係る支援をしてきたところでございますが、第9期高齢者プラン策定懇話会の場などで、事業所において機器の選定や業務改善に向けた効果的な活用などに課題があるとお聞きしているところでございます。このため、介護ロボット・ICTの導入を引き続き支援するとともに、来年度は、効果的なテクノロジーの活用や働き方改革の相談に対応するワンストップ窓口の設置や、働きやすい職場づくりへの支援、例えば週休3日制の導入なども一部で取組が行われておりますが、こうした職場づくりへの支援などによりまして実効性のある取組となるよう支援を行ってまいります。

次に、介護福祉士の役割と養成校の現状、県の支援についての御質問でございます。

介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって介護に関する指導的な役割を担っており、一定以上を配置した場合には介護報酬の加算が行われるなど、介護現場にあって重要な役割を果たしているものと考えております。

介護福祉士養成施設数や入学者数は、御指摘のとおり全国的に減少しておりますが、御質問の中にもございましたけれども、介護福祉士については、平成29年4月施行の法改正によりまして、養成施設を卒業した方であっても国家試験が必要となり、介護施設での実務経験を経て受

験資格を得る方と同様の取扱いとなったこと、さらには、介護職に関心のある若い世代の減少などがその要因であると考えております。制度は変わりましたが、養成施設では、介護に関する知識、技術を体系的に学ぶことができるため、その役割は引き続き重要であると認識しております。

養成施設への支援といたしましては、入学者への就学資金の貸与、オープンキャンパスなど養成校のPR経費への支援、また、介護の仕事や魅力を若い世代にPRするため、小中学生等への訪問講座や介護の職場体験事業などを行っているところでございます。さらに、介護福祉士会や養成施設等と連携いたしまして、介護福祉士を目指す方の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、養成施設における外国人留学生への支援という御質問でございます。

これも、御指摘のとおり、県内養成施設における外国人留学生の受入れは非常に少ない状況でございます。しかし、生産年齢人口の急減による介護人材不足が見込まれる中、外国人介護人材の確保は今後も必要でございます。そのためにも、養成施設における外国人留学生の受入れを増やすことは望ましいことと考えております。

県では、外国人留学生の受入れ支援として、就学資金の貸与をはじめ、養成施設が行う外国人留学生受入れのための広報経費や日本語講師の派遣経費への支援、外国人留学生の就労予定の事業所が支援する奨学金に係る費用の助成などを実施しているところでございます。こうした支援策をさらに活用していただくため、今後とも事業所等へ働きかけを行うとともに、養成施設とも連携して受入れの拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、国に対しましても、地方における外国人留学生の受入れが進むよう、その支援のための十分な財源措置など支援策の拡充を要望してまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には食肉処理施設について2点御質問をいただきました。

まず、食肉処理施設が担う役割についてのお尋ねでございます。

食肉処理施設は、畜産農家には家畜の出荷先として、また、県民や観光客には県産食肉を安定的に供給する食肉流通の拠点としての役割を担っているものと認識しております。新設された際には、家畜の出荷先が長期的に確保されることから、若手の畜産農家が規模拡大など将来的な経営展望が描けることで生産意欲が高まるものと考えております。加えて、食肉処理作業の効率化が図られ、より衛生的な環境が確保されることにより、県産食肉の商品性やブランド力が向上し、有利販売と食肉の安定供給につながることを期待されます。

次に、松本食肉処理施設への整備支援についてのお尋ねでございます。

松本食肉処理施設は、J A全農、J Aみなみ信州、飯田市、長野市、松本市などが主に出資する株式会社長野県食肉公社が設置・運営し、主にJ A組合員が出荷している施設でございます。

この施設の整備に当たり、令和4年5月にJ Aグループ生産者団体から県に支援の要請があり、昨年3月に検討会を設置し、移転候補地の探索や施設の安定運営、施設整備の支援についてこれまで3回にわたって検討会を行ってきたところでございます。

施設の早期の移転・新設に向けては、施設整備や運営はノウハウを持つJ Aグループが中心となって担うとともに、生産者は施設の安定運営に向けた生産拡大、施設所在地の松本市をはじめとした市町村は施設整備への支援など、それぞれの役割を果たしていただくことが非常に重要と考えております。

県としましては、市町村と協力した施設整備への支援や畜産農家の生産拡大支援、移転候補地探索への協力などの役割をしっかりと果たしてまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には道路事業に関する御質問をいただきました。

まず、上高地へつながる国道158号の現道対策に関するお尋ねでございます。

国の権限代行により行われている奈川渡改良事業は、2本のトンネルと橋梁による延長約2.2キロのバイパス計画であり、これまでに大白川トンネルや大白川大橋の整備が進められており、残る新入山トンネルの整備につきましても、今年度内の工事契約が予定されております。

また、県で実施している狸平工区は、トンネルと橋梁による延長約1.5キロのバイパス計画で、現在、延長約1.1キロのトンネル工事について令和6年度内の貫通を目指して掘削作業を進めているところでございます。橋梁区間につきましては、工事着手のための詳細な設計を現在進めているところでございます。引き続き第1次緊急輸送道路に指定されている国道158号の機能強化を着実に進め、災害に強い道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

次に、中部縦貫自動車道松本波田道路の現状と波田一中ノ湯間の検討状況に関するお尋ねでございます。

松本波田道路につきましては、現時点で約9割の用地買収が完了しており、今年度は和田地区のボックスカルバートや波田地区の扇子田高架橋が完成したほか、新村高架橋の工事に着手するなど事業進捗が図られているところでございます。

次に、松本波田道路の先線となる波田一中ノ湯間につきましては、計画段階評価に早期に着手できるよう、令和2年度の第1回検討会を皮切りに、国、県、松本市が協力しながらルート案の検討を進めているところでございます。

このルート案の検討に当たっては、地域の自然・社会的条件を考慮するほか、国道158号とのアクセス位置が重要な課題となることから、第3回の検討会に向けて関係機関による勉強会を3月上旬に開催する予定です。

いずれにしましても、中部縦貫自動車道全体では、福井県区間において令和8年春の全線開通予定が示され、また、岐阜県区間においても高山清見道路の工事や平湯から日面の間の詳細ルート・構造の検討が進められるなど着実な事業進捗が図られているものの、長野県区間はそれらに比べて遅れている状況でございます。

中部縦貫自動車道は、長野県のみならず、北陸地方、岐阜県などの関係都道府県にとっても大変重要な道路であり、日本の大きな国土軸を形成する道路でございます。議員の御発言にもございましたが、本道路に対する地域の期待の高まりは十分認識しておりますので、今後も松本市をはじめとする関係自治体や地域の皆様と一層の連携強化を図り、早期全線開通に向けて一丸となって取り組んでまいります。

以上です。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）それぞれ御答弁をいただきました。

人口減少に対して、知事から、これからの考え方、また、未来像についてもお示しをいただいたところ です。

私自身、男女の役割分担の話などには非常に敏感なほうだと思っていたのですが、先日山崎史郎さんのあの講演をお聞きする中で、まだまだ自分自身にも転換していかなければならない意識というものがたくさんあるのだということに気づかされました。

今、価値観の転換が必要なのだというお話がございましたけれども、これからの縮小する信州において、豊かに幸せに縮んでいく未来について、また、価値観の転換について、しっかり県民で共有しなければいけないということを改めて感じました。

そして、それを実現する信州の特徴を生かした県としての戦略を、県民や事業者、各自治体の皆様方にお示しし、共有しながら、実効性あるものとして検討を進めていただくことをお願いしたいと思います。

続いて、介護人材の量、質の確保についての答弁をいただいております。

介護福祉人材確保のために、また、質を向上していくためにも、知事を含め長野県全体で、介護福祉士、また、養成施設自体をPRしていくことに努めてもらうことができないか、御検討いただきたいと思 います。

介護福祉士を目指す学生の支援策、また、施設についての支援策についてもお示しをいただいたところでございますけれども、長野県が関与する介護職員初任者研修等の実施について介

護福祉士養成校を活用するなど、これらに対しての新たな取組ができないか、また検討していただきたいと思います。

特に、介護職員の働き方改革については、県がリーダーシップを発揮して取り組めることもあるかと思います。相談窓口業務について各事業所に積極的に働きかけることを通して、各事業所の働き方改革、改善を進めていくことや、県としても働き方改革の推進を担うような人員を養成していく、そういったことも必要ではないかと考える次第でございます。

いずれにしても、長野県でこれからも安心して老後を暮らせるような、そういった体制づくりを引き続き進めていただくことをお願いしたいと思います。

そして、食肉処理施設に関する今後の県の方針と姿勢というものについてもお聞きしました。長野県の畜産業の発展と県民の消費者の利益のためにも、各関係者が役割を果たしていくことが改めて重要だということでございます。県からの御支援と各関係者との連携強化に県の役割を果たしていただきながら、何とか今の停滞する現状を打破していただきたいと思っております。

そして、最後に、中部縦貫自動車道につきまして、本線に対する建設部長の強いお気持ちをお聞きすることができ、とても心強く思います。また、第3回の検討会に向けた関係機関による勉強会を来月の上旬に開催するとのことでありました。検討会開催に向けて着実に前進していることは、大変ありがたく思います。

なかなか進んでこなかった松本地域の道路行政は数々あるわけでございますけれども、事業化されている松本波田道路の早期完成を担当されている方からは、中部縦貫自動車道の計画が自分が生きているうちに見られる、自分の代でできる高規格幹線道路計画となるということから、覚悟を持って職務に取り組んでいるというお話をお聞きしました。

地元となる松本市長と、また、沿線住民の皆様方と共に、私も県土・国土強靱化のため、微力ながら一層の機運醸成を図れるよう取り組むことを申し上げ、私の一切の質問を終結させていただきます。

○議長（佐々木祥二君）次に、花岡賢一議員。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）一般質問も最終日、発言者が30人を超えてくると重複することは避けようがございませんが、そういった場合は掘り下げ、また、私自身の経験を基に質問を組み立ててまいりましたので、皆様方におかれましては、いましばらくお付き合いいただきます。

改選からおよそ1年がたつ中、議員各位が自信を持って発言されている姿に頼もしさを感じると同時に、私たちの会派においては、4人の個性豊かな新人の女性議員が、今までになかった切り口で最前線に立ち、県政をただしている姿を見ると、私が社会人として一步を踏み出し

た頃が思い返されます。ちなみに、お一人の男性議員にも無限の可能性を感じています。

私の社会人デビューは、国会議員の秘書でありました。厳密に申し上げればかばん持ちです。随行秘書という形で事務所に入所しています。当時の国会にあつては、議員会館ではなく外に構えることがステータスであった事務所は、専属ドライバーと経理を含めて秘書が8人、地元の秘書さんを含めれば総勢20名近くの秘書がそれぞれの任を休む暇もなく務めておりました。

何より驚いたのが、その秘書軍団を全て統率していたのが女性であったということです。筆頭秘書を務める彼女は、省庁や党本部とのパイプに強固なものを持ち、代議士の日程の調整、外交官との折衝をいとも簡単にこなし、口は悪くとも、生け花にたけ、筆も持つ完璧な女性であり、リーダーでありました。加えて、代議士からの無理難題を各省庁と共に処理する傍ら、官僚や私たちの立場を守ってくれるスーパーウーマンであった姿は、まさに鉄の女でありました。

しかし、幾ら鉄であっても、人間である以上、病気になり手術と入院が必要となった際には、スタッフ総出で姫様を守るナイトのごとき忠誠心で全ての業務を行いました。そのときに、彼女の行っている業務の多さ、そして責任の重さを痛感し、心の底から尊敬の対象となったのが、今から20年前の話であります。ちなみに、私にとって、現在も理想の上司であり、目指すべき姿として追い続けています。

そんな中でたたき上げられた私とすれば、女性の活躍というものは日常のすぐそばにあるもので、特段珍しくもなく、当たり前のことでありました。現在の概念で申し上げれば不適切にもほどがあると表現されるようなことがそのまま行われていた当時の永田町にあつては、異質であったに違いありません。そして、恐らく私たち秘書軍団は、女の尻に敷かれるといった評価を受けていたのかもしれない。しかし、私はその彼女の下で働けることを誇りに思っていたことを思い出しています。

それから時代は移り、今定例会において、多くの方が女性の活躍について発言をされております。そういった新しい社会が動き出している中で、女性の活躍というものは物すごく大きな歯車であり、期待の大きさを感じております。性別に関係なく、それぞれが個々を尊重し、互いに思い合える男女共同参画社会が加速度的に進んでいくように尽力していきたいと心から思っている次第であります。

様々な施策を見る中で、内閣府の男女共同参画局が行う輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会というものを目にします。平成26年に企業経営者等9名で発足された会である内容や行動宣言を策定している内容を目にしますが、なぜ男性リーダーに限定しているのか。あえて男性リーダーと限定しているには理由があるのかと思って調べを進めると、現在の日本の組織のトップの大半が男性であるため率先してリードしていくということを目的としていることが

説明として記されておりました。

何だか分かったような分からないような内容であった一方、本県においては、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会が令和5年9月に発足されていることに気がつきます。この長野県における会の発起人は、先ほど申し上げた内閣府の男性リーダーの会の県内メンバー3名で、阿部知事もその1人です。まず初めに、この二つの会の違いについてお伺いいたします。

また、来年度予算において、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会のリーダーミーティングを2回実施する内容を見ることができますが、2回のミーティングで1,000万円弱の予算額はかなり大きいものであり、何をイメージしているのか理解が追いつかないところがございます。事業内容についてお示してください。

また、ミーティングにおいて、リーダーが働く女性の声を把握する取組が必要だと思いますが、そのお考えも併せて、ここまで県民文化部長にお伺いいたします。

内閣府の男性リーダーの会が示す行動宣言には、「わが社の男性中堅リーダーの意識改革を進めます」とあります。トップのみではなく、中堅層にも意識改革を進める内容に大きな可能性を感じているのですが、本県はこのことについてどう捉えていらっしゃるのか。こちらは総務部長にお伺いいたします。

加えて、行動宣言の中に「私たちは、積極的に人材を発掘し、能力を開発し、登用することで、わが社の女性の活躍を支えていきます」とありますが、内閣府のリーダーの会への参加を受けて、自らが発起人の1人として女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を長野県企業の方と立ち上げられました知事にとって、県組織における女性管理職登用の状況はどのようになっていますでしょうか。今後さらに女性管理職を増やすためにどのような取組が必要なのでしょうか。

また、私たちの会派の議員が以前お伺いいたしました女性副知事の登用について、過去の答弁では、男女を問わず適材適所の人事を行っていくと答弁されていますが、女性活躍を推進していく立場として、女性副知事が不在と取られる現在の状況に対する認識と今後の考え方について、ここまで2点、知事にお伺いいたします。

質問を続けます。

県議会において、令和3年の規則の変更により、育児を理由とした欠席が可能となっています。私は、当時、2人目の子供が11月に生まれたこともあり、どう対応していいか分からなかったのですが、同僚の議員や、当時私と県民文化健康福祉委員会を運営していた副委員長の丸茂議員や担当の書記さん等の御協力もあって、一般的に言われる育休というものを取ることができています。

その際に私に寄せられた意見を紹介いたします。県会議員が議会を休むとはけしからん、育休を取れない人のことを考えていないなど批判的な御意見もいただきました。大変驚きましたが、その方もきっと私に対して勇気を持って御意見を寄せてくださったのだと感謝しています。

まだ社会が追いついていないだけ、追いついていないなら意識を変えるだけと思うと同時に、新しいことをやると批判はつきものです。それでも、真っすぐ立っていないと次の世代に胸を張ってバトンタッチはできないよねと妻とお互いの気持ちを確認していたことを思い出します。

私は、県行政が行える大きな政策として、県民の意識改革を促すことがあると思っています。育児が前提としてある社会の実現のため、県民意識の改革に対してどのように取り組んでいかれますでしょうか。

また、先日酒井議員が取り上げられた際に、待機児童に関する答弁でありましたが、育休退園といったことも社会的な課題となっています。その御所見も併せて知事にお伺いいたします。

少子化・人口減少対策戦略方針を本年の秋頃決定する方針が示されておりますが、戦略検討会議は令和7年度まで開催することになっております。戦略を示した後の取組についてのお考えを企画振興部長にお伺いいたします。

〔県民文化部長山田明子君登壇〕

○県民文化部長（山田明子君）私には女性の活躍について2点御質問をいただきました。

初めに、内閣府の男性リーダーの会と女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会との違いについてでございます。

内閣府が取り組んでおります輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会は、女性活躍を推進するためには組織トップのコミットメントが重要という思いの下、平成26年に企業経営者など9名により発足し、現在は約320名の男性リーダーが参加されております。会の発足に当たり、「自ら行動し、発信する」「現状を打破する」「ネットワーキングを進める」の3項目を会の行動宣言とし、これに沿って各組織における女性活躍推進の取組が進められているものと承知しております。

この男性リーダーの会のメンバーであります知事をはじめとする3名の県内リーダーが、20歳代の女性人口の減少や、出産や育児等によるキャリアの断絶など、本県の現状に対する強い危機感を共有して発起人となり、昨年9月に女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を発足したところでございます。

現在、女性活躍の推進に意欲的に取り組むべく集い、情報や課題を共有してさらなる行動につなげたいという発起人の趣意に賛同しました男女41名のリーダーが参加しております。また、参加する際には、各リーダーに自らの組織において取り組む具体的な制度や施策等について行

動宣言をしていただき、県のホームページで公開し、見える化を図っております。こうしたメンバーの性別等の参加要件や行動宣言の性質が大きな違いであるというふうに認識しております。

次に、リーダーの会の来年度の事業内容と女性の声を把握する取組についてでございます。

リーダーの会は、来年度取組を加速させてまいりたいと考えておりまして、今後、数名のメンバーに幹事になっていただき、具体的な事業内容について共に検討してまいります。

来年度の主な事業内容といたしましては、リーダーミーティングを2回開催し、それぞれ講演を聴講した後、メンバーによるグループディスカッションを実施してまいります。また、会の活動などについて県のホームページや新聞などで積極的に発信し、取組に対する理解の促進やメンバーの拡大を図ってまいります。

あわせまして、働く女性の皆さんの意見交換会も県内2か所で開催し、出席可能なリーダーに参加していただきますとともに、意見交換会に参加した女性の代表の方にもリーダーミーティングに参加していただくなど、双方向で対話ができるように工夫をして実施してまいります。

リーダーミーティングや意見交換会の開催によりまして、メンバーが課題を共有しながら、自らの組織を変える上で必要な制度、施策や取組事例などを学び、さらなる行動変容につなげてまいりたいと考えております。こうした会の活動を通じまして、メンバーの皆様から選ばれる長野県の実現に向けた牽引役となっただけのよう共に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔総務部長玉井直君登壇〕

○総務部長（玉井直君） 県組織における男性中堅リーダーの意識改革についてのお尋ねでございます。

女性が活躍する社会をつくるためには、仕事は男性、家事・育児は女性の役割などといった固定的性別役割分担意識の解消が求められます。県では、長野県職員いきいき活躍推進プランに基づきまして、職員に対する研修等によりこうした意識の解消に努めるとともに、女性職員が自らのキャリア形成に自律的に取り組みながら活躍できる組織づくりを進めており、管理監督職（係長級以上）に占める女性職員の割合を平成27年11.8%から令和5年20.3%へ、また、職員の女性の比率を平成27年21.6%から令和5年29.3%へ、また、男性の育児休業取得率を平成27年8.8%から令和4年37%へとするなど、それぞれ徐々に向上し、本県では中堅リーダーに相当する管理監督職員の意識改革も進んできているものと感じているところでございます。

女性職員の活躍を一層推進するため、管理監督職員の意識改革のみならず、女性登用率や男性の育児休業取得率等の向上に向けまして一層取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、女性職員の管理職への登用状況と今後の取組という御質問でございます。

私が就任前の平成22年（2010年）4月1日時点と令和5年4月1日時点とを比較して申し上げますと、部長相当職ではゼロ人が10人、課長相当職では19人から81人ということで、女性の部長相当職、課長相当職は私が就任してからかなり増加しているという状況であります。

ただ、これで十分だとは全然思っておりません。さらに男性も女性も活躍して当たり前の県組織になるように取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

そのため、まず女性職員の皆さんがリーダーになっていくことに意欲を持ってもらおうということで、女性職員キャリアビジョン研修を実施しています。女性の今までのキャリアパスというと、昔の長野県庁は、総務的な部門など何となくこういう部門が女性の部門という発想で人事が行われていた感がありますが、そういうことは変えなければいけないということでどんどん変えてきていますので、ぜひ女性職員も管理職にどんどんなってもらえるような、意欲を持ってもらえるような研修をしっかりと行っていきたいと思います。

それと同時に、いろいろな経験を積んでももらいたいと思います。今申し上げたように、昔の長野県組織では、女性をあまり入れていないような職場もありましたけれども、そういうところにもどんどん女性に入ってもらえるようにしています。例えば、財政課のようなところでも女性職員に普通に働いてもらうようにしています。

それから、国や市町村、企業にもどんどん女性の職員を派遣させていただいています。今、国や市町村、企業に派遣している職員に占める女性の割合は約50%ということで、男性女性ほぼ半数で派遣させていただいています。こうしたことを通じていろいろな経験を女性職員に積んでもらおうというふうに思っています。

こうしたことに加えまして、女性職員のキャリアが中断したりすることのないように、例えば育休からの復帰をスムーズに行うための子育て職員研修を行ったり、育児等家庭の事情に最大限配慮した人事を行っていくということ、そして、このポストはまだ何年だから育児休業期間をマイナスしてしまうと足りないというようなことがないように、育児休業を取得したことを昇進に影響させないように年数の換算等も行っています。

こうしたことを含めて、引き続き女性の皆さんを応援していきたい。そして、意欲ある女性が、管理職も含めていろいろなポストでどんどん活躍していただけるような長野県組織にしていきたいと思っています。

続いて、女性副知事についての考え方という御質問であります。

私が就任するまで長野県に女性副知事はいらっしゃらなかったわけではありますが、就任後、これまでに2人の女性に副知事に就任していただいております。もとより、女性が副知事になることによりプラスになる面もあるというふうには感じています。ただ、女性副知事がいればそれでいいというものでもないのではないかというふうに思っています。

副知事以外の特別職の女性登用にも心がけてきたところでありまして、議会の同意をいただいている各種委員がいらっしゃるわけですけれども、平成22年4月1日の女性の就任状況は4人でありましたが、現在14人ということで、こちらも女性の皆さんにかなり活躍いただいております。これまでも、代表監査委員や公安委員長、教育委員会委員長など、こうした職にも女性に就任いただいているということでありまして、長野県組織全体でもっと女性が活躍できるようにしていきたいというのが私の思いであります。

また、審議会の女性委員もかなり増やしてきています。平成22年と令和5年の4月1日現在の比較でいけば、257人だった女性委員が470人まで増えているという状況であります。

引き続きこうした女性の登用を着実に広げていきたいというふうに思っています。

副知事の登用については、性別にかかわらず、当面する県政課題を踏まえて考えていきたいと思っております。

続いて、育児が前提としてある社会の実現に向けた意識改革への取組、それから育休退園についての所見という御質問であります。

まさに社会全体で子育てを応援する社会をつくっていかねばいけないわけであります。まず、多くの人たちに意識を変えてもらうという観点では、先ほど御質問にもありました女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会を通じて職場の中の意識改革を行っていききたいと思います。また、こども家庭庁が進めておりますこどもまんなか応援サポーター宣言を私も行っていますが、ぜひ多くの人たちにこの宣言を行ってほしいと思います。

また、これまでも各企業に社員の子育て応援宣言を行っていただいております。これまでに1,600近い事業所に宣言を行ってきていただいておりますが、こうした宣言を行うとともに、働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所を増やしていきたいというふうに考えています。

また、一昨年10月には、日本青年会議所が進めているベビーファースト運動に参画することを本県も表明しています。青年会議所の皆さんとも連携しながら、子供を産み育てたくなる社会を実現するための取組を進めていきたいというふうに考えております。

また、こうした取組は、これから少子化・人口減少対策戦略をつくるに当たり非常に重要だというふうに思っていますので、皆さんと対話をする中で、より具体的な政策をしっかりと考えていきたいというふうに思っています。

例えば、事業所内保育や、イベントの場において子供を預かる保育室をつくったりというこ

とを通じて、いろいろなところに出かけるときに子供を連れて行くのが当たり前という社会にしていきたいというふうに思います。合計特殊出生率が極めて低い韓国では、ノーキッズゾーンということで、子供の入店を制限するという取組が広がってきているようでありますけれども、恐らくその逆を行かなければいけないのではないかと考えています。

また、これは産業界の皆さんとも問題意識を共有しなければいけません、やはり長時間労働、長時間勤務を極力なくしていかなければいけないというふうに思います。働くことと家事・育児等を考えたときに、勤務時間が長いと、家事・育児に割く時間がどうしても少なくなってしまう。特に、固定的役割分担意識がまだまだある中では、そうした負担が女性にだけかかってしまうということになります。そういうことを考えれば、男性が家事を手伝うという言い方すらいけない、そういうものすら払拭するような社会にしていけないと、本当の意味での男女共同参画にはならないのではないかと考えています。こうした問題意識を持ってこの戦略の取りまとめに当たっていききたいというふうに考えています。

また、育休退園についての所見ということでもあります。

これは、市町村の判断に委ねられるところではありますが、私としては、女性が活躍できる社会をつくっていく、あるいは育児と仕事を両立していくという観点、また、子供が途中で退園しなければいけないといったような影響を考えれば、やはり育休退園については見直されるべきものというふうに考えています。

市町村長の多くの皆様方もおおむね同じような問題意識をお持ちいただいているというふうに思っていますが、この育休退園の見直しを進めるためには、保育士の確保等課題の解決が必要だと思えます。県としては、潜在保育士の復職支援の強化をはじめ、保育士確保に市町村と力を合わせて取り組んでいきたいというふうに思いますし、こうした取組を通じて育休退園の見直しが進むように市町村と意思を共有して対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には少子化・人口減少対策戦略検討会議の戦略策定後の取組についてお尋ねをいただきました。

本検討会議は、昨年8月に立ち上げ、現在までに3回開催し、有識者の方々による講演や委員間での意見交換などを実施してまいりました。これまでの会議での議論なども踏まえて、先般、少子化・人口減少対策戦略方針案をお示したところであります。この戦略方針案を取りまとめることで、検討段階での戦略検討会議の役割は一定程度果たしたものと考えております。

今後は、行政のみならず、産業界をはじめ、幅広い県民の皆様と共に、大きな方向性や問題意識を共有しながら戦略の策定と実行を進めていくことが重要であることから、各界各層を巻

き込んだ新たな推進体制を来年度の早いうちに整えることといたしました。

戦略策定後の取組につきましては、この新たな推進体制の中で検討していくこととなりますが、その時々々の社会情勢を踏まえた取組のさらなる深化、加速化に向けた意見交換や情報共有などを行いながら、幅広い方々の参画の下、戦略の実効性を高めていけるよう取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

[21番花岡賢一君登壇]

○21番（花岡賢一君）リーダーとボスについて、以前、豊田章男氏が語られています。もともとは海外の方の言葉の引用ですので御存じの方もいると思いますが、新年度に向けての議会でするので、確認の意味も込めて申し上げます。

ボスは私と言う。リーダーは我々と言う。ボスは失敗の責任を負わせる。リーダーは黙って失敗を処理する。ボスはやり方を胸に秘める。リーダーはやり方を教える。ボスは仕事を苦役に変える。リーダーは仕事をゲームに変える。ボスはやれと言う。リーダーはやろうと言う。

リーダーの方がよく聞こえてしまいますが、時に絶対的な自信を持ってボスとして牽引していく突破力も必要ではないかと私見を添えて、質問を移ります。

厚生労働省の取組に「上手な医療のかかり方」というものがあります。新型コロナの感染拡大により医療非常事態宣言を発出せざるを得なかったことを教訓とし、重要なものと考えますが、このたび、上手な医療のかかり方アワードに佐久医師会による「教えて！ドクター」が満場一致で最優秀賞（厚生労働大臣賞）を受賞されています。以前その取組をこの場で申し上げた際に、好事例として情報の提供をしていきたい旨の答弁がありましたが、その後の状況と今後の見通しをお伺いいたします。

また、今回受賞されたものの中には、本県においても参考とすべきものがあると考えますが、御所見を含め、ここまで2点、健康福祉部長にお伺いいたします。

続いて、地域福祉関係についてであります。

先日、沖縄信濃の塔慰霊戦跡巡拝に参加してまいりました。改修された信濃の塔では追悼式と慰霊祭を行ってまいりました。慰霊鎮魂の祈りとともに平和への感謝を皆様一同に口にされながら、摩文仁の丘に建つ平和の礎に刻まれたお名前の下に向かい、「やっと会えましたね」と家族の確認をされておられる姿を見たときに、健康福祉部において旧軍人・軍属に関する資料の提供を行っていることを思い出しました。

しかし、多くの戦没者遺族の方にお話をお伺いすると、このことを御存じの方が少ないことに気がつきます。当事業についてあまり知られていないように感じますが、情報の提供については年間どれぐらいありますでしょうか。また、資料提供についての周知は行われているので

しょうか。

御関係の方は、故人の記録にたどり着いたときに、より身近に感じることができると伺っています。軍歴に関する資料は、旧陸軍は県が保管し、旧海軍は厚生労働省が保管することとなっておりますが、問合せを行っても軍歴が見つからない場合があるということをお伺いしております。管理は適正に行われておりますでしょうか。

また、旧海軍についての問合せがあった場合はどのように対応されておりますでしょうか。お示しください。こちらも2点、健康福祉部長にお伺いいたします。

最後に、唐突感は否めませんが、地域事情につき知事にお伺いいたします。

高校再編に伴う佐久新校の整備について検討を進めている中で、地元と県教育委員会での認識の違いが生じている内容を耳にしましたが、予算編成権を持つ知事としてこのような状況を承知していらっしゃいますでしょうか。また、その上でどのように進めていくべきとお考えでしょうか。お示しいただきます。

〔健康福祉部長福田雄一君登壇〕

○健康福祉部長（福田雄一君）私には合計4点御質問をいただいております。

まず、厚生労働省の上手な医療のかかり方アワードに関する御質問でございます。

最初に、「教えて！ドクター」等の情報提供についての御質問でございます。

佐久医師会による「教えて！ドクター」の取組でございますが、無料アプリの開発、冊子の作成、出前講座、SNSによる情報発信など幅広く行われております。こうした取組については、現在、県民向けリーフレットや県ホームページで紹介するとともに、各保健福祉事務所が実施する市町村保健師向け研修会において取り上げさせていただいて、その普及を図っているところでございます。

「教えて！ドクター」の目指している「子供を持つ保護者の不安を解消するとともに、小児救急医療の負担を軽減するために、保護者が受診について適切な判断ができるよう情報提供していく」、このことは大変重要であると考えております。今後とも、県の信州母子保健推進センターから市町村に対して情報提供を行い、「教えて！ドクター」などの優れた取組が広く保護者に周知されるよう啓発を続けてまいります。

次に、厚生労働省の上手な医療のかかり方アワードを受賞した取組で参考とすべきものについての御質問でございます。

アワードの各賞を受賞した取組の中には、「教えて！ドクター」の取組のほかにも、上手な医療のかかり方のポイントをふだんあまり医療になじみがない方にも分かりやすくまとめたリーフレットやミニガイドの作成・配布、あるいは、医療機関の役割分担と適正受診の普及啓発を目的に、産業界や学校関係団体などの幅広い関係機関と連携した県民シンポジウムや出前

講座の開催といった医療のかかり方の改善に資する優れた取組が多くあることを承知しております。

本県においては、引き続き市町村や医師会などの関係団体とも連携しながら上手な医療のかかり方についてリーフレットや広報紙等様々な媒体を発信していくとともに、必要な情報をできるだけ広く、かつ分かりやすくお届けして、関心を持っていただくことが望ましいと考えておりますので、そうした観点から、全国の優れた取組を参考としながら、県民の皆様に対し適切な受療行動を促していくための取組をさらに進めてまいります。

次に、軍歴資料の御提供についての御質問でございます。

長野県では、旧陸軍から引き継ぎ、終戦当時長野県内に本籍のあった旧陸軍の軍人・軍属の方の兵籍簿、陸軍戦時名簿、身上申告書等の軍歴に関する資料を保管しております。これらの資料につきましては、軍人・軍属御本人、配偶者、6親等内の血族または3親等内の姻族の方から軍歴資料調査の申請があった場合に該当資料の写しを交付しており、令和3年度は160件、令和4年度は114件の申請があったところでございます。

軍歴資料の提供につきましては、県ホームページにおいて周知しているほか、厚生労働省のホームページにおいても各都道府県の間合せ先が公表されております。軍歴資料の調査申請を行う場合は、県担当課にお問い合わせいただくことが必要となりますので、市町村や遺族会などと連携して、その点の周知に今後とも努めてまいりたいと考えております。

次に、資料の管理と旧海軍資料についての御質問でございます。

本県では、旧陸軍から引き継いだ軍歴に関する資料につきましては、長野県公文書等の管理に関する条例に基づきまして適切に管理し、御遺族から申請があった際には速やかに資料提供を行っているところでございます。

一方、旧海軍の軍歴資料につきましては厚生労働省が保管しておりますので、本県に問合せがあった場合には厚生労働省の窓口を御紹介するほか、県ホームページでもその旨案内をしているところでございます。

今後とも、適正な管理とお問合せへの丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、佐久新校の整備に関連して、教育委員会と地元との認識の違いが生じていると聞いているがこうした状況を承知しているのか。また、どのように進めていく考えかという御質問であります。

高校再編については、教育委員会が中心に進めるとはいえ、施設整備等に当たっては非常に多額の経費を要することになりますので、私も教育委員会と問題意識を共有しながら対応させ

てきていただいているところでございます。

佐久新校については、地元の代表者、学校関係者、同窓会、生徒などで構成する再編実施計画懇話会等において地域の皆様方と教育委員会とで意見交換を行ってきていると承知をしています。

こうした中、柳田佐久市長を会長とする佐久新校創設推進協議会から、佐久新校の整備について、校地の拡幅や通学の利便性確保などについて御要望をいただいているということは承知しています。これについてどうするかという結論はまだ出ていないと承知していますので、地元の皆さんの要請に対して我々のほうからの打ち返しがまだ行われていない状況だというふうに認識しています。

この要望について、県の教育委員会では、要望書の提出時に懇談の機会を設けたというふう聞いておりますし、今後懇話会等で検討していくと教育委員会からは聞いているところであります。

この新たな学校づくりには、OBの皆さん、地元の皆さんには熱い思いをお持ちになられている方が大勢いらっしゃいますので、関係する方々の理解を得ながら進めていくということが大事だというふうに思っています。

また、いい学校にしていきたいという思いは、地元の皆さんもそうでありますが、教育委員会も共有していると思いますし、私もそうした思いであります。再編して学校を新しい形で整備していくからには、やはり形も中身もいい学校になったなど多くの皆さんに思ってもらえるようなものにしていかなければいけないというふうに思っています。

今後の進め方ですが、当然といえば当然でありますけれども、県議会でこうした質問が出ないように円滑な意思疎通をしっかりとしていかなければいけないというふうに思います。認識のずれがあるとうまく進んでいかないと思います。関係の皆様方との意思疎通をできるだけしっかりと図りながら、これからの時代の学びにふさわしい新しい佐久新校の在り方を共に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君） 1回目の登壇のときに少し言いそびれてしまったのですが、あえて「育児」が前提としてある社会の実現のため」という質問の項目を立てました。育児休暇や育児休業という言葉に反応する方がいらっしゃり、私もその1人なのですが、休んでいないんです、育児に関わっている人は。その意識改革というところを大きな課題とするのであれば、何か新しい言葉を発信していくことがあってもいいのかなというふうに思っています。育休という何か休んでいるのではないかというイメージに取られて、過去の国会の答弁で変なことも

ありまして、そのことについては申し上げませんが、意識の改革というのは大変重要なことだと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

今回の沖縄への慰霊巡拝については、別の目的がありました。それは、以前この本会議でもお伝えしましたが、ふじ学徒隊を率いた小池勇助部隊の最後の地、糸洲の壕に対する今後の対応でありました。4年ぶりに赴いたウッカーガマ、そこでは、小池軍医がお亡くなりになった場所までたどり着けませんでした。胸元まで水が入ってきてしまい、今は入れません。照明もありませんので、真っ暗であります。加えて、語り伝える方ということで、旧積徳高等女学校にはまだ御存命の方がいらっしゃいますが、その方とお会いすることはできませんでした。

しかし、語り部、その事実を語りつないでいく方にお会いすることができます。その方は、佐久市から移住された方であります。歴史の認識をつないでいくことができたということを実感しています。

加えて、私の父が長野県が管理してくださっていた祖父の資料を見たときの話なのですが、大変喜んでいました。もっと深い言葉もあるのですけれども、受け取る人によっては物すごく大切なものですが、その方が亡くなってしまったときにはそれはただの紙になってしまうかもしれません。時間が迫っている中で、より適正な管理、そしてまた渡せるような対策を取っていただけたらと思います。

先ほど申し上げたとおり資料として保管されているもの、求められているもの、それを提供できる側である長野県でありますので、長野県政がこれから発展しますことと、新年度に大きな期待を込めまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木祥二君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時開議

○副議長（埋橋茂人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）深刻さが増すバス運転手不足について交通政策局長に質問します。

「他業種と比較して2割安い賃金、2割長い労働時間、そしてカスハラ対応」と言われている労働環境の抜本的な改善が急務であり、ここが一丁目一番地の対策と考えます。

6月議会での私の質問に対し、県警本部長から、若者の二種免許取得者数が大きく減少しているなどの答弁もあり、数年後の乗合バスやタクシー業界の存続に大きな危険信号が出されて

います。現実には減便や路線廃止が出てきていることから、実効性のあるバス運転手確保対策をすぐに実施しないと乗合バス事業が崩壊する危険水域まで達してきています。

予算案では、二種免許の取得補助、マッチング、そして移住者支援などで運転手確保支援に努力されていますが、今までの施策の展開を検証し、実態を冷静に見ると、もはや運転手になるという人材の確保は大変な困難があると解明できます。また、獲得競争が全国的に激化する中で、未来をしっかりと見据えた交通政策局の政策立案能力が試されています。見解を求めます。

新たな事業である移住者支援における要件が非常に曖昧で、本気度が全く感じられません。乗合バス会社限定とし、定住期間と年齢を条件にしなければ、県民ニーズに応えられる事業効果はほとんどないと考えますが、見解を求めます。

乗合バスを担う県内のバス会社の乗合バス路線は、補助を全く受けていない自主路線はごく僅かであり、多くは自治体などからの委託路線となっており、収益を上げる状況では全くなくなっています。

また、規制緩和やコロナ禍などによって貸切り、高速などからの内部補填ができなくなってしまい、人件費は他産業と比較して格差が生じてきています。時間外労働でようやく生活ができてくる乗合バスを担うバス運転手に限定して他業種との平均賃金との差額を直接補填できるシステムの実施や、乗合バスの燃料費補助、そして融資返済の支援の強化などを今すぐ実施し、事業者には運転手不足の解消に向けてさらなる努力をしてもらう、そんな施策が求められているのではないのでしょうか。見解を伺います。

片や運転手不足、片や空飛ぶ自動車と事業展開していますが、塩尻市などでは自動運転バスの実現に努力しています。県も、10年後をしっかりと見据え、自動運転に予算を投入し、運転手不足に活路を見いだすときを迎えているのではないのでしょうか。企画振興部長の見解を伺います。

次に、給食費の無償化について質問いたします。

県は、予算案において、子供医療費助成では一步前進し、大いに歓迎しますが、学校徴収金で一番の重荷である給食費には何ら手をつけることはしていません。国任せと言っている間に、市町村や他県において給食費の支援が大きく進んできています。子育て家庭応援プランを最重要課題としているにもかかわらず、行政判断が非常に鈍感ではないかと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、教育長に何点か伺います。

今の県内の市町村では、食材高騰の中にあっても、給食費の値上げを回避したり、また、無償化の実施が多く進んできています。住む市町村によって給食費に大きな格差が生じていま

す。この格差の状況をどのように捉えていますか。見解を伺います。

私たち県議会としても、昨年9月議会で国に無償化の意見書を提出しました。県教委は、青森県の実施に対して、国が方針を示すべきと全く主体性のないコメントをしています。各自治体に子育て支援の魅力発信の競争をさせてはならないと、こども未来戦略における給食費支給の方針公表の前に、より強力に国に働きかけることが求められています。どのように申入れをされていくのか、対応をお聞きします。

この4月から、私の地域の財政的に非常に厳しい小さな村が、努力を重ね、無償化を実施する予定です。6月議会における山口議員への答弁では、予算総額の0.5%に満たない額で県内の学校給食費の半額支援ができるとの試算が出されています。

国による施策が講じられるまでの暫定的な措置として、努力する市町村を励まし、後押しし、子育て世帯の負担軽減のため、無償化に取り組んでいる市町村へ半額を支援する取組が求められており、県の姿勢が問われているときと考えます。見解を伺います。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）バスの運転手不足に関するお尋ねを頂戴したところでございます。

まず、運転手不足に対する未来を見据えた政策立案についてのお尋ねでございますが、運転手不足によるバス路線の減便・運休が本県においても顕著となるなど、公共交通の担い手確保は喫緊かつ最重要課題であると考えているところでございます。

運転手の確保を図る施策としましては、まず一つとして、賃金水準の向上をはじめとした待遇改善につながる事業者の経営基盤の強化を図る施策が必要であり、もう一つ、より直接的にバス事業者の採用活動を後押しするような施策も必要だと考えております。

前者につきましては、これまでに行ってきました県有民営バスの貸付け、燃料価格高騰への財政支援などがこれに当たるだろうと思いますが、これらの施策を通じて事業者の経営改善と運転手の賃金水準向上の下支えに貢献してきたと考えているところでございます。

また、後者の施策については、第二種免許の取得支援やドライバー確保の広報費用への支援のほか、今年度11月補正予算で事業化した専門の就職相談窓口の設置やマッチングセミナーの開催などの施策がこれに当たるものと思います。

第二種免許の取得支援は、これまで二種免許保有者しか採用してこなかった一部事業者においても未経験者の採用に取り組むなどの効果が発揮されていると考えております。また、マッチングセミナーについては、現在までのところ県内7会場で約30名の求職者からの御相談があるなど、既に一定の成果があると考えております。

さらに、来年度は、バス運転手として就職します移住者の支援事業を当初予算案に盛り込ん

だほか、退職自衛官や消防吏員へのアプローチにも取り組む計画でございまして、その効果を期待しているところでございます。

こうした取組と並行しまして、今年度、既に交通事業者や市町村、利用者を交えた研究会を立ち上げております。公共交通の専門家との意見交換や内外の先進事例の研究を行いまして、人材確保の方策も含め、公共交通にこれまで以上に行政が関与する仕組み、方策について研究しているところでございます。

以上のように、地道な取組をさらに進めていくとともに、未来を見据えた政策の研究を継続していくことで最適解を導き出し、バス運転手等人材不足の緩和、解消につなげていく所存でございます。

次に、バスドライバー移住支援金の要件についてでございます。

バスドライバー移住支援事業は、令和元年度から始まりました県外からの移住者を呼び込むためのU I Jターン就業・創業移住支援金をベースに、新たにバスドライバーを対象としまして来年度予算案に盛り込んだところでございます。支援金の支給対象となる要件のうち、就業継続期間については、U I Jターン就業・創業移住支援金と同様5年間とすること、それから、年齢につきましては、新卒学生を含みます若年層から社会人として長年経験を積まれた方まで幅広く対象とすることを考えているところでございます。

また、対象となります就業先のバス事業者については、乗合事業を行っている事業者に限定するかどうかも含めて現在検討しているところでございます。より効果的な事業とすべく、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、乗合バス運転手の賃金補填などの施策を今すぐ実施すべきではないかとのお尋ねでございます。

議員御提案のバス運転手個人に対して直接賃金の補填を行う仕組み、あるいはバス事業者の借入金返済へのより踏み込んだ支援については、他業種との公平性や相当程度の規模が見込まれる財源の確保など様々な論点や課題が想定されるため、今すぐ実施するということは現実的ではないと考えているところでございます。

先ほど来申し上げてまいりましたとおり、県では、これまで、厳しい経営環境にあるバス事業者に対し、燃料価格高騰に対する支援など様々な支援策を講じることを通じまして経営改善や賃金の下支えを行うとともに、並行しまして、公共交通にこれまで以上に行政が関与をする仕組み、方策について研究を進めてきているところでございまして、今後も運転手不足解消に向けて最適な施策を導き出してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君） 私には将来を見据えた自動運転バスの展開についてお尋ねをいただきました。

自動運転は、事故防止、渋滞緩和、ドライバーの負担軽減などの効果が期待され、将来的にバス路線維持等の地域課題に対応する手段の一つになり得ると認識しております。

自動運転の実現に向けては、道路交通法改正など制度整備が順次進められてきており、昨年4月以降、レベル4と呼ばれる一定の条件下で運転者を必要としない自動運転が制度上可能になったものと承知しております。

一方、車両の安全基準、事故発生時の賠償責任、走行時の通信インフラや運行管理システムなど国レベルでの議論が継続されており、自動運転の社会実装に向けて整理、解決すべき課題はなお多岐にわたっていると認識しております。

県内では、塩尻市において、レベル4実現を目指し、市内中心市街地での走行実証に取り組んでおり、県は、本取組の推進枠組みである塩尻Ma a S・自動運転協議会の構成員として事業の評価等に参画しております。

自動運転の県内展開の検討に当たりましては、現在国レベルで進められている各種課題に関する議論の進展や、地域における実証事例の広がり、蓄積が必要と考えており、引き続き国による技術、制度等の動向や、塩尻市をはじめとする地域交通での実証事例を注視しながら研究してまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には学校給食費の無償化について、子育て家庭応援プランに入れていない、行政判断が鈍感ではないかという御指摘でございます。

全くそんなことはないというふうに申し上げておきたいと思います。子育て家庭応援プランは、所得が低い世帯への支援と多子世帯支援に重点を置いて考えてまいりました。給食費の負担軽減も子育て家庭の負担軽減につながるものだと私も思いますが、誰がやるべきなのか、限られた予算を県としてどこに振り向けるべきかということをしっかり考えずに何でもかんでも対象にするということでは、国と県と市町村の役割分担を全く無視した話になってしまうと思っています。

学校給食費については、所得が低い世帯に対しては、就学援助制度や生活保護制度における支援というものもあります。また、義務教育でありますし、学校の設置主体は市町村であります。そうしたことを考えれば、国がこども未来戦略の中で学校給食費の無償化に向けて具体的方策を検討するとしているわけでありますので、まずは国に対して早期の検討を促すことが重要だというふうに考えております。

日本の行政は、国と県と市町村の役割分担が非常に不明確になってしまっているがゆえに民主主義的な財政運営ができないのではないかと神野先生も指摘されています。子供医療費のように社会保障制度のベースになるようなことをどこの市町村でもやっているわけではありますが、本来であればこうしたことはまず国に率先してやってもらわなければいけないというふうに思っています。給食費については、国が動こうとしているわけでありますので、我々としては速やかに動くように働きかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君） 3点御質問を頂戴いたしました。

初めに、居住地による学校給食費の格差に関する見解についてというお尋ねでございます。

学校給食費につきましては、令和5年9月1日現在で、一部無償化を含め26町村が無償化していると承知しております。

また、県教育委員会が行った令和5年度学校納入金等調査によれば、学校給食費の1人当たりの平均月額、小学生で4,620円、中学生は5,321円となっております。学校給食法により、学校設置者が人件費や施設費を負担し、保護者が食材費を負担することとされておりますが、国の枠組みを超えて無償化するには、児童生徒数が多い市町村においては多額の予算が必要となるなどの課題があり、市町村間の差につながっているものと考えます。こうした状況を解消するためには、保護者負担の軽減に向け、学校給食費について全国的な課題として検討されることが肝要であると考えております。

次に、学校給食費無償化の国への申入れについてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、昨年6月、文部科学省に対して、学校給食費に関しては、国の責任において、財源を含め保護者負担軽減のための具体的な施策を示すよう要望したところでございます。

国は、こども未来戦略の中で、学校給食費無償化の実現に向けて実態調査等を行い、その結果を本年6月までに公表し、その上で課題を整理し、具体的な方策を検討するとしております。今後、国に対し、調査結果の公表後は具体策を速やかに示すよう求めるとともに、学校給食費の保護者負担の軽減策が地域実情に配慮したものとなるよう要請してまいります。

最後に、学校給食費無償化に取り組む市町村への財政支援についてのお尋ねでございます。

学校給食費の無償化を実現する場合には、その制度は恒久的なものであることが求められます。仮に、県において暫定的な措置を先行して実施し、後から示された国の対策が不十分であった場合には、暫定的な措置の水準を維持するための多額の予算が継続して必要となる可能性があることから、まずは国が財源を含めて早急に具体的な施策を示すことが必要と考えてお

ります。

以上でございます。

[12番小林君男君登壇]

○12番（小林君男君）小林局長と阿部知事に再質問いたします。

移住者支援の問題で、検討すると言われましたけれども、貸切り專業会社に就職した場合の効果はほとんどないと私は考えています。私の認識が間違っているのかどうか、小林局長、お答えをお願いしたいと思います。

知事には、給食費の問題について、継続的で給付型の事業であることから、財政の困難さは理解いたします。しかし、2月補正において、基金積立てを健全に確保した上で、こどもの未来支援基金に100億円の積立てを予定されています。異次元の少子化の進行は、知事がいつも申しておられるように、大変革に挑戦しなければ対策はできません。知事においては、鈍感ではなく勇敢な手腕を発揮され、財源の壁はあるものの、国任せにせず、無償化の実現に向け検討、研究に入っていただきたいと考えますが、見解をお願いします。

[企画振興部交通政策局長小林真人君登壇]

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）御質問いただきました対象となる就業先のバス事業者の関係でございます。

議員がおっしゃるとおり、長野県のバス事業者は、数の上では貸切り專業でやっておられるところが多い状況でございます。それに比べて、公共交通の部分が非常に人材が不足していることは私も十分承知しているところでございます。こうしたことから、議員のおっしゃっていることは間違いではなく、そのとおりであると私も思っているところでございますので、この要件の検討をさらに進め、バス事業者の対象範囲をどうするかしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）改めて御質問をいただきました。鈍感ではないかという御指摘ですが、先ほど申し上げたように、そんな発想では全くないわけでありませぬ。

財政が厳しいのは理解するという御指摘でありましたが、先ほど申し上げたのは、限られた予算をどこに重点的に振り向けるかということと、国、県、市町村の役割分担、関係性ということをお申し上げたところであります。

給食費については、本来誰の責任で運営されるべきなのか。これは、義務教育でありますから、基本的には国がしっかり教育を提供するという役割、責任を果たすべきだというふうに思っています。それと同時に、設置主体である市町村がこれまでも対応してきているわけでありませぬ。

から、まずは国、市町村が前面に立つべきだというのが私の考え方であります。

その一方で、県立学校もあるわけでありまして。県立学校の学費の負担の軽減であったり、また、子供医療費の自己負担金についても、かねてから低所得家庭にとっては負担が重いのではないかと、我々としては検討課題ということで既にお示しさせていただいているところであります。

子育て世帯の財政負担を軽減する方法は、考えればいろいろあるわけでありまして。一番端的なのは、子育て家庭にどんどん現金給付をすれば直接的な負担軽減になるわけでありましてけれども、そうしたことをやっているだけで本当にいいのか。

私は、県が何でも現金給付をすればいいというのはおかしいと思っています。本来誰の責任で行うべきなのか。もっと運営の効率化をする余地はないのか。あるいは、同じように負担軽減をするにしても、どういう方たちを対象に重点的な支援を行うべきなのか。こうしたことをしっかり考えて行っていくことが重要だというふうに思っています。

私は、給食費の無償化は必要がないという答弁はしていないと思っています。誰がやるのか、そして、仮に県が行うとすれば優先順位はどうあるべきなのかということをしっかり考えて取組を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）事業の優先順位をしっかりと見定めていただき、知恵を結集して人口減少に有効な施策を何としてでも実行されることをお願い申し上げ、次のライドシェアの質問に移ります。

4月からライドシェアの一部を解禁する新制度がスタートし、軽井沢町でも実施される予定となっています。この制度は、当面タクシー会社が運転手管理を行います。政府はすぐにも全面解禁を進めようとしています。

ライドシェアは、二種免許を持たず、体調やアルコールチェックすら受けない一般ドライバーが、整備・点検の不十分な自家用車で料金を取って利用者を運ぶ、道路運送法上で禁止している白タクの行為であり、海外では、交通事故、性犯罪や傷害の多発などで大きな問題となるとともに、今ある公共交通が崩壊する懸念もあり、約8割の先進国で禁止しています。

そこで、知事に3点伺います。

軽井沢のバス事故からの教訓として、人の命に関わる分野での規制緩和はすべきではないと考えますが、見解を伺います。

二つ目。知事は、国における地域の公共交通リ・デザイン実現会議で、自家用有償旅客運送のさらなる活用、地域輸送資源のマルチタスク化、ライドシェアのようなものを含めて、あり

とあらゆる地域の資源をどう動員するかということをしかり方向づけていただきたいと発言していますが、現在の第二種免許、運行管理者、整備管理者のそれぞれの存在の意義をどのように認識され、また、指揮命令系統における運転手の労働者性の問題などの課題認識についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

三つ目。今後のさらなる規制緩和によって、ライドシェアとタクシーの間で運賃の引下げ競争が起き、タクシー業への圧迫、運転手の賃金や労働環境のさらなる悪化が進行するのではないかとタクシー会社の社長さんたちも懸念されています。見解を伺います。

観光地や交通空白地、過疎地の交通問題は、改正されたばかりの地域交通法に基づき、鉄道、バス、タクシーなどの既存の交通資源をフルに活用して県民の移動を充実することが重要です。来年度の県の新規事業として予定している交通空白地における輸送確保支援事業の狙いと事業の内容について交通政策局長の説明をお願いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはライドシェアに関連して3点御質問を頂戴いたしました。

まず、国は様々な懸念の声があるライドシェアの全面解禁をすぐに進めようとしているが、こうした人命に関わる分野の規制緩和はすべきでないと考えるが見解をという御質問であります。

県内各地でなかなかタクシーがつかまらない、また、海外からのインバウンドのお客が増えて、観光県としては県内にお越しいただいた皆様方の移動の足をどうするかということを考えてときに、このライドシェアの問題は非常に重要な課題だというふうに考えています。利用者の立場からすれば、より利便性の高い交通手段が必要とされてきているというふうに思っています。

一方で、御指摘のとおり、交通関係者の皆様方が日頃から一番留意されているのは、やはり人命を預かっている立場での安全の確保だと思います。また、今、様々な分野で労働環境の改善ということが言われている中で、こうした取組が働く皆さんの労働環境の悪化につながっていくことがあってはいけないというふうに思っております。

日本版ライドシェアということで、タクシー事業者を中心に仕組みを組み立てていくことになっているわけですが、私としては、まずは日本版ライドシェアの効果や課題をしかり検証していくべきだというふうに思います。さらに進めて、タクシー事業者以外の者がライドシェア事業を行うということについては、何よりも利用者の安全性の確保、そして健全な労働環境の維持、こうしたことについて十分な検討を行った上で導入の是非が判断されるべきものというふうに考えております。

続いて、ライドシェアに関して、国の公共交通リ・デザイン実現会議での私の発言と課題の

認識という御質問でございます。

先ほども申し上げたように、ライドシェアは、利用者のニーズが非常に高まっているというふうに思っています。御指摘いただいたのは昨年9月の地域の公共交通リ・デザイン実現会議での私の発言だと思いますが、私は、タクシー等の供給が不足する中山間地や過疎地域等においては、自家用有償旅客運送のさらなる活用や地域輸送資源のマルチタスク化、ライドシェアのようなものも含めて、ありとあらゆる地域の資源をどう動員するかということをしつかり国で方向づけていただきたいと発言しています。

これは、先ほど申し上げたように、何ら検討もせずにライドシェアを全面解禁せよと求めているわけではなく、特に本県のような中山間地域や過疎地域を持っている地域にとっては、国全体の視点で捉えられては困ると。地域の資源が限られている中でどうやって移動の足を確保するのかということを実際に考えてもらいたいという趣旨での発言であります。

先ほどから申し上げているとおり、仮にライドシェアを全面解禁することになった場合は、まず安全性、それから労働環境の確保を十分検討した上で進められるべきものというふうに考えております。

続いて、ライドシェア導入による労働環境悪化などに対する見解という御質問でございます。

先ほど来申し上げているとおり、国のスケジュール感はかなり速いペースを想定されているかのようにありますが、私としては、まさに命に関わる安全性のところはしっかり担保してもらおうということが重要だというふうに思っています。

現実に関タクシードライバーをされている方々もいらっしゃるわけですから、そうした方への影響を十分考えていただいた上で制度設計をしていただくということが必要だと思います。そうした様々な論点を十分検討していただいた上で導入判断がされるべきものというふうに考えております。

以上です。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には交通空白地における輸送確保支援事業の狙いと事業内容についてのお尋ねをいただきました。

県内では、本年2月末現在、40の交通空白地で自家用有償旅客運送制度により通院や買物利用など、日常生活の足を確保するための運行が行われているところでございます。

昨年12月、国では、自家用有償旅客運送制度の活用を促すため、関連する通知を発出しまして、採算性の改善や株式会社の参画も可能とするなどの制度改善が図られたところでございます。

今般、来年度当初予算案に盛り込みました交通空白地における輸送確保支援事業につきまし

ては、制度の改善が図られたこの機会に市町村や団体の取組をさらに促進することで県内の交通ネットワークの充実を図る、こういうことを狙いとしたものでございます。

本事業の内容としましては、県内の交通空白地の調査を行い、課題を抱える地域をまず抽出するという事。その上で、その地域の課題解決に向け、行政、交通事業者、NPO法人等の関係者による意見交換を実施する。さらに、NPO法人等が新たに事業を開始する際に必要となる車両購入費や法定講習の受講に要する経費の支援を予定しているところでございます。

中山間地や過疎地など交通空白地における輸送サービスの確保は、本県の重要な課題であることから、市町村と連携してこの取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

[12番小林君男君登壇]

○12番（小林君男君） 今回の日本版ライドシェアと呼ばれる新制度は、安全性を大きく損なうライドシェアの全面的解禁に向け、小さく産んで大きく育てる的な要素であり、大きく一步を踏み出したものとなっています。今後、県が交通空白地域解消の救世主のような認識を持たれるのは危険極まりなく、大きな懸念を抱かざるを得ません。4月以降、軽井沢町などでの実施後は、関係する機関やタクシー事業者などしっかりと連携を取り、課題を常に共有され、安全の確保を最優先として取り組んでいただきたいと思います。

そして、何と云っても、今求められているのは、社会に不可欠な役割を果たしている交通や運輸で働く人たちの賃金をはじめとした抜本的な労働環境の改善、そして、働くことへの魅力、やりがいの向上を進めていくことが国や県の役割であります。地方においても、どうしたらタクシーやバスの運転手を増やしていけるのかを中心的な課題に据え、県民の安全な移動権を構築されていくことをお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○副議長（埋橋茂人君） 次に、清水正康議員。

[16番清水正康君登壇]

○16番（清水正康君） それでは、まず銃撃事件について質問をいたします。

令和2年9月28日に、加害者、被害者とは全く関係のない宮田村の飲食店駐車場で発生した銃撃事件は、今日1日に容疑者が逮捕され、事件で使用された拳銃は見つかってはおりませんが、解決に向けて動き出したと認識しております。

事件発生時、地域住民は、あるはずのない拳銃を使った事件が身近に起こったということで、大きな衝撃と恐怖、不安を感じました。事件の全容についてはこれからということですが、逮捕に至った経緯とその後の捜査状況について小山県警本部長に伺います。

続いて、木質バイオマス発電と林業振興について質問いたします。

木質バイオマス発電施設の建設の検討が各地で行われております。身近なところでは伊那市

や飯田市で検討されておりますし、計画はしましたが、燃料材の供給のめどが立たず断念した市町村もあると聞いております。

再生可能エネルギーとして大いに期待しているわけですが、信州F・POWERプロジェクトが予定どおり稼働できなかったように、全国的に燃料材の確保の競争は激化しており、バイオマス発電のさらなる稼働には県全体の木材生産の拡大が必要です。そのためには、林業が稼げる産業となるよう、木材が様々な分野で活用されることが不可欠で、代表質問での依田議員をはじめ複数の議員の質問に対して、県からは、木材の利用拡大について答弁がありました。それらを踏まえて質問いたします。

ゼロカーボン戦略では、木質バイオマス発電は吸収部門や再エネ部門に関係すると認識しておりますが、環境部として木質バイオマス発電に何を期待しているのか、見解を諏訪環境部長に伺います。

木材を使う現場からは、外国産材のほうが使いやすいとの声があります。そこで、3点質問いたします。

丸太ぐいの話はありましたが、最近利用の進む公共土木事業における県産木材の利用について今後の見通しを伺います。

県産材が外国産材よりも使いやすい資材となるよう、県内外の新しい技術を持った加工工場や企業の誘致、支援をすべきと考えますが、現在の状況を伺います。

木材の生産を支えるためには、販路の拡大も図らなければいけません。部局横断的な展開も必要と考えますが、販路拡大のために行っていることは何か。以上、須藤林務部長に質問いたします。

続いて、部活動の地域移行や担い手不足対策について質問いたします。今定例会の一般質問でも何人かの議員から問われておりますが、中学校の部活動の地域移行を切り口にした質問であります。

県教委は、令和8年度末までに休日の部活動を地域クラブ活動に移行することとしております。また、まだ決まってはおりませんが、教職員の働き方改革のためにも、将来的には平日の学校部活動も地域移行にすべきと考えます。

地域クラブには専門性や多様性が求められているとの答弁がありましたが、子供たちのためにはどのような人材に指導をしてもらいたいと考えているのか、内堀教育長に伺います。

また、全ての学校において様々な部活動の指導者を地域で確保できるのかと考えますと、厳しいと言わざるを得ません。現状は、時間の都合のつきやすい自営業者や定年を迎えた方が担い手として考えられますが、特に、運動系の部活動では、現役世代の指導者に期待する声もあり、社会全体が受皿でなければ、多くの学校で有意義な地域移行は難しいと考えます。しかし、

現役世代の多くは就労者であり、学校部活動が始まる16時頃は就業時間内で、現役世代が継続的に指導することはハードルが高いと感じます。

そんな状況ではありますが、県では、既に社会貢献職員応援制度を活用して部活動の指導をしている職員もあると聞いております。こういった形で意欲ある県職員が時差勤務制度や社会貢献職員応援制度を活用して学校部活動の地域移行の担い手になることを県としてもさらに支援すべきと考えます。

そこで、質問ですけれども、部活動を学校と切り離れたときに、部活動指導に意欲を持つ教職員がいた場合、こういった勤務体系ならばそれを認めることができるのか、内堀教育長に伺います。

また、県職員が部活動の指導をもっと希望した場合、こういった勤務体系ならばそれを認めることができるのか、玉井総務部長に伺います。

現在の「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」においては従事時間の制限が設けられておりますが、部活動の地域移行での外部指導者のように、こうした制限がある中では十分な活動ができないものもあると考えます。また、部活動以外でも様々な分野で担い手不足、人手不足は深刻であり、余力がある方には積極的にダブルワークなどを行っていただくことも人口減少社会では必要であると考えます。しかし、民間企業は、就業規則で本業以外は1か月で30時間以内などの縛りがあり、県も同様と認識しております。

そこで、質問いたします。本業に悪影響を与えない範囲という大前提はありますが、県職員が地域活動など本業以外の活動のために本業をコントロールすること、制限時間などの柔軟な運用を認めることで、人口減少社会における社会全体の新しい働き方のモデルを示せると思いますが、知事の見解を伺います。

〔警察本部長小山巖君登壇〕

○警察本部長（小山巖君） 宮田村で起きました銃撃事件についてお答えいたします。

令和2年9月28日、消防から男性が脇腹を拳銃で撃たれた旨の通報を受け、絆會幹部同士による殺人未遂事件として認知いたしました。

事件の背景ですが、平成27年8月末、指定暴力団6代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、平成29年4月、神戸山口組から離脱した任侠山口組、後の絆會の3団体が全国で対立抗争事件を敢行し、勢力の拡大を目的とした組織構成員の切り崩しを行うなどの情勢を背景として本件が発生したものと認識しているところでございます。

事件認知後の令和2年10月5日、被疑者の指定暴力団絆會幹部、金澤成樹こと金成行を全国に指名手配しました。また、長野県警察・愛知県警察合同捜査本部を設置し、被疑者の逃走を手助けした犯人隠避被疑者4名を逮捕しました。さらに、令和3年9月、被疑者を警察庁指定

重要指名手配に登録の上、所在調査を推進中のところ、令和6年1月下旬にフリーダイヤルに寄せられた情報に基づき、令和6年2月1日、被疑者を通常逮捕したところでございます。

逮捕までに従事した捜査員は延べ約3万9,000人、フリーダイヤルに寄せられた情報は約50件になります。犯人逮捕後は、組織的な背景を含む事件の全容を解明すべく、鋭意捜査を進めているところでございます。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○**環境部長（諏訪孝治君）** 木質バイオマス発電に何を期待するのかという御質問をいただきました。

ゼロカーボン戦略においては、再生可能エネルギー生産量を、2010年度と比べ、2030年度は2倍、2050年度には3倍とすることを目指しておりますが、この達成に向けては、太陽光や水力に加え、木質等の燃料を使用したバイオマス発電や熱利用が欠かせません。

県内に眠る豊富な森林資源を有効活用することは、こうした地域の脱炭素化のみならず、循環型社会の形成や地域内経済循環の構築に寄与するものと考えております。また、木質バイオマスの需要拡大などにより適切な森林管理が促されることで、森林の持つ二酸化炭素の吸収能力が高まることにも大いに期待するところでございます。ゼロカーボン社会と林業県長野の実現に向けまして、林務部と共に木質バイオマス資源の活用に向けた取組を進めてまいります。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○**林務部長（須藤俊一君）** 私には、県産材の利用拡大につきまして3点御質問をいただきました。

まず、公共土木事業における県産材利用の今後の見通しについてでございます。

コンクリートや鉄鋼等の主要資材の価格高騰に加え、持続可能な脱炭素社会の実現に資する観点から、環境負荷の少ない材料として木材への注目が集まっております。公共土木事業での県産材利用につきましては、長野県内の建築物等における県産材利用方針に基づき、木材の軽量かつ加工が容易という長所を生かし、丸太ぐいや型枠用合板等の補強用の資材として活用を進めてきております。

今後は、民間による耐久性や品質に優れた土木用製品開発の動きを踏まえ、林業総合センターにおいて木材のさらなる技術開発、試験研究を進め、これまで活用の少なかった治山ダムなどの構造物につきましても利用拡大に取り組んでまいります。

次に、県産材の加工工場等の誘致、支援についてでございます。

県では、県産材の消費拡大を図るため、木材製品の品質や供給力の向上、低コスト化等につながる施設整備などによる支援を進めてきたところでございます。

近年の木材利用の動向といたしましては、従来からの土木資材に加え、液状化・軟弱地盤対策工法への応用や、都市部を中心としたオフィスビルや商業施設などの非住宅分野での利用に向け、技術の開発、改良が進められてきております。

これらの分野に対応するためには、県内でも加工工場等の施設の充実を図ることが重要と認識しており、そうした技術を有する県外企業から県内での工場新設等の相談なども寄せられているところでございます。

こうした動きに対しましては、地域における関係者等との円滑な連携が重要になることから、県としては、今年度拡充した林業・木材産業の専門家である信州ウッドコーディネーターとも協力しながら、県産材の一層の利用拡大を図る観点から必要な調整を行ってまいりたいと考えております。

3点目に、県産材の販路拡大のための部局横断的な取組についてでございます。

県産材の販路拡大に向けましては、関係部局との連携が重要と認識しており、部局横断で県産材利用促進連絡会議を設置し、県産材の需要拡大と供給強化に取り組んでいるところでございます。

具体的には、民間住宅における県産材利用を促進するため、建設部と連携した信州健康ゼロエネ住宅の普及、産業労働部が進めるしあわせバイ信州運動と連携した地域の森林資源を活用したまきや木質ペレットなどによる循環利用の仕組みづくりの促進、長野県産業振興機構の県産品商談会を活用したウッドチェンジ製品の普及拡大、県の公共建築物や土木施設等への積極的な県産材の利用などに取り組んできているところでございます。

今後も、引き続き部局連携を強化して県産材の販路拡大に取り組み、林業・木材産業の振興を推進してまいります。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）部活動の地域クラブ移行に関して2点御質問を頂戴いたしました。

初めに、想定している指導者人材についてのお尋ねでございます。

地域クラブ活動の指導者には、生徒の人権や自主性を尊重できることや、専門的な知識・技能を有していること、また、生徒の安全、健康面への配慮ができることなど様々な資質・能力を有することが求められていると考えております。

このことを踏まえ、県教育委員会では、まずは現在部活動で行っている種目を保障するため、種目の経験があり基本的な技術指導ができる、種目の実施経験はなくても子供を指導した経験がある、安全に留意して活動を見守りながら一緒に活動できるなど、幅広い人材の確保を目指すこととしておりますが、全ての指導者に共通して求める資質は、子供に寄り添い、主体性を

尊重できるスチューデントファーストの精神を有していること、加えて、法令を遵守することや、高い倫理感と人権意識を備えていることと考えております。

教職員の平日の地域クラブ活動での指導についてのお尋ねでございます。

学校の教職員が地域クラブ活動の指導者となることを希望する場合、兼職兼業や時差勤務等を活用することにより、平日の指導が可能です。その際、学校の業務と地域クラブ活動の業務を明確に区別することや、教職員としての業務に支障を来さないようにすること、就業時間の合計が長時間とならないよう配慮をすることなどが必要であると考えます。

希望する教職員が平日の指導に携わることは、地域クラブ活動の環境整備を進める上で重要であると考えており、今後、国の動向を注視しつつ、先進事例や実証事業の状況なども検証し、平日の指導への適切な関わり方について研究を進めてまいります。

以上でございます。

〔総務部長玉井直君登壇〕

○総務部長（玉井直君） 県職員の地域移行後の指導についてのお尋ねでございます。

県職員が地域移行後の指導への従事を希望した場合には、時差勤務制度と社会貢献活動応援制度を活用することで学校部活動の時間に合わせた活動を行うことが可能であるという認識をしております。

具体的には、県職員の勤務時間は通常8時30分から17時15分でございますが、時差勤務制度の活用により、例えば6時15分から15時を勤務時間とすることも可能でございます。

一方で、社会貢献職員応援制度は、本来業務に支障を生ずることのない範囲で認められるものでございますので、こうした制度の趣旨を踏まえまして、今後とも適切に運用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には、県職員が社会貢献活動により従事しやすくするため、様々な制度、柔軟な運用を認めていけばどうかという御指摘、御質問でございます。

まず、地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度は、県職員ができるだけ地域に出かけていろいろな活動に従事してもらおう。そのことが、ひいては公務にも役立つというふうに考え、実施してきているところでございます。

この制度で部活動の地域における受皿として指導に当たってもらうということには意義があるというふうに思っております。現在、知事部局においては、この制度を活用して、3名が中学校の部活動、2名が少年野球など地域のチームでの指導者として活動してもらっているところであります。

社会貢献職員応援制度は、報酬をもらってもいいという制度であります。全体の奉仕者として本来業務をしっかりとやらしてもらわなければいけないということもあり、時間制限を設けているところでもあります。今後ともこうした一定の制限は必要だというふうに思っています。

しかしながら、人材確保の観点も含めて、もっと柔軟な働き方を実現していかなければいけないというふうに思っております。例えば、時差勤務制度のような既存の制度の積極的な活用に加えて、勤務時間制度の柔軟化、いわゆるフレックスタイム制の導入、あるいは新たな休暇制度の導入、こうしたものも社会貢献活動の促進につながる制度だというふうに考えています。

選ばれる県組織をつくっていくという観点からも、また、魅力ある職場をつくっていくという観点からも、こうした制度をより広げていく、充実していくということは重要なことだというふうに私は思っています。そういう観点で、こうした制度を積極的に検討し、具体化に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）御答弁をいただきました。

まず、宮田村の銃撃事件について、まだ捜査中という段階だとは思いますが、当時のことを思い出しますと、事件の発生から付近の自治体への連絡、防災無線などによる周囲への注意喚起に少し課題があったのかなと思います。また、逮捕まで時間がかかったということも事実であります。懸命に捜査をしていただいたとは思いますが、地域の方々の不安、不満がなるべくないように、今後に生かしていただきたい、そのように思います。また、早期の全容解明を期待しております。

2点目、バイオマス発電等に関してですが、環境部でもぜひバイオマス発電の目標等を設けるような形でお願いをしたい、そのように思います。

林業振興について、今回、いわゆる川下の話をさせていただきましたが、木を切り出せばもうかるという状況、確かな利活用、販路を生むことで、森林に手が入り、ゼロカーボン戦略がさらに進むと考えます。まずはA B材ということになるかと思いますが、そういったものがしっかりと利用されるよう、工場誘致、企業誘致などを含め、様々な可能性の模索を部局横断的にお願いいたします。

三つ目、部活動の地域移行ということで話をさせていただきました。

今知事からもお話をいただきましたけれども、さらに柔軟な形で制度等を運用していくことも考えていただけるというようなお話でした。社会全体の働き方改革をまず県で示す、そういった意識で動いていただければいいなど、そんなふうに思います。よろしくお願いいたします。

続いての質問になります。職員がゼロから1を生み出すための施策ということで質問いたし

ます。

昨年、産業観光企業委員会の視察研修で、東京にありますC I Cさんのオフィス、本年1月には、団で大阪のナレッジキャピタルさんのオフィスをそれぞれ訪問しました。都市部にある大規模なシェアオフィスは、人と人、人と物、人と情報の交流を促し、イノベーションを創出する拠点や人づくりに大きく貢献していると感じました。

そして、某県ではありますけれども、その重要性をいち早く認識し、都市部のシェアオフィスの中に県のオフィスを設け、職員を駐在させて、県の魅力発信のみならず、国内外への投資家、ベンチャーの誘致、県内企業の資金調達、ビジネスマッチングの支援、海外展開等につなげていると聞きました。

さらに、シェアオフィスで多様な人材と交流し、国内外の最先端技術や理論、動きに触れることは、駐在職員の能力向上を加速し、県内のイノベーションカルチャーの醸成に資すると考えます。

そこで、質問をいたします。

都市部におけるシェアオフィス内の拠点開設や駐在員の配置について県はどう捉えているのか、田中産業労働部長に質問いたします。

続いて、未来に向けた教育について質問いたします。

これまで何度言ったか分かりませんが、予測不可能な時代が訪れております。私たちの常識、日本の常識は世界の常識ではなく、予想もしなかったことが起きております。また、A Iの進化は、世界を、私たちの暮らしを、大きく変えてきていますし、今後はさらに加速度的に変わるのでないかと考えます。

そこで、未来に向けた教育ということで質問をいたします。

県では、「未来の教室」実証事業で行われたA Iによる生徒一人一人に合わせた学び、アダプティブ・ラーニングなどの取組は県内で広がっているとの話であります。この実証事業から2年、技術はさらに進化している中で、活用についても進歩をしていかなければいけません。

また、A Iの進化のスピードは劇的であり、個別の教科の指導については、近い将来、A Iに任せたほうがよいという教育研究者もいらっしゃいます。

そこで、質問をいたします。

A I等の活用によって教職員の教科指導、校務の負担を軽減し、効率化を図ることで、児童生徒との創造的な活動に時間を充てることが期待できます。また、教員確保、人手不足も深刻な中、未来を見据えて、A Iを活用して教職員の負担軽減をさらに研究し、積極的に取り入れる必要があると考えますが、県の見解について内堀教育長に伺います。

加えて、予測不可能な未来に向けて、長野県教育の今後について期待することも併せて伺い

たいと思います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には、シェアオフィス内の拠点開設や職員配置についてのお尋ねでございます。

デジタル化への対応や新たな価値の創造を求められる産業界に対して適切な支援を行っていくためには、職員がシェアオフィスをはじめ多様な環境下に身を置き、ベンチャー企業との交流等を通じて能力を高め、そして、イノベーションの創出を促していくことが大変重要と私どもも認識しております。

このため、現在、産業労働部としましては、クリエイティブな企業が集まる長野市のシェアオフィスでありますアールデポへのサテライトオフィスの設置をはじめ、創業支援拠点であります信州スタートアップステーションにつきましては、まず、長野市内においては、ITを活用した新規事業の創出に取り組むプラットフォームでありますニコラップの事務局のあるIT企業の一画に入居し、また、松本市内におきましては、ICTを活用した地域産業の振興を支援する交流拠点でありますサザンガクの中に設置しているところでございます。

加えて、海外との交流につきましては、欧州最大の応用研究機関でありますドイツのフラウンホーファー研究機構応用情報技術研究所との共同宣言に基づき、職員の相互交流やフラウンホーファー研究所の長野県施設内へのサテライトオフィス設置に向けた協議を進めているところでございます。

こうして既に始めている取組に加え、引き続き効果的な施策の展開につながる拠点の開設や職員の配置につきまして、都市部での可能性も含めて検討してまいります。

以上でございます。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）未来に向けた教育について2点御質問をいただきました。

初めに、AIを活用した教職員の負担軽減に関する見解についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、AIの活用は、教職員の業務負担軽減や仕事の効率化に役立つと考えられることから、教育現場においても積極的に取り入れる必要があると認識しております。

現在、県立高校では、全日課程の約90%の学校で、AIを活用したものも含め、様々なEdTech教材を導入し、学びの質の向上に加え、教員の授業準備に係る負担軽減につながっているところです。

また、来年度は、県立高校の入学者選抜や日常のテスト等の採点・集計業務において、AIを活用した電子採点システムを一部の学校に試行導入し、効果検証を行う予定です。公立小中学校においては、専門家の知見を取り入れた業務改善に取り組む中で、AIの活用を含め、学

校のDXについて検証を進めてまいりたいと考えております。

一方で、情報の正確性やセキュリティー対策などAI活用に伴うリスクや課題についての的確に捉え、マネジメントしていくことが重要であると認識しております。

県教育委員会といたしましては、引き続き教職員の負担軽減に向けたAIの適切な活用方法について、国の動向等も注視しながら研究してまいります。

長野県教育の今後について期待することというお尋ねでございます。

まず、子供は生まれながらにして誰も侵すことのできない人権を持った存在であり、学校は、子供たちの人権が尊重されるとともに、誰もが人権を持った存在であることをきちんと学べる場所であることが大切です。

また、子供たちは、一人一人全く異なる特性、個性、能力を持った存在であり、学校は、子供たち一人一人がその違いや自分の興味関心に応じて学ぶことができる場所、それぞれが違いを持ち寄り、違いを生かした協働的な学びや活動ができる場所でなければならないと考えております。

さらに、子供たちは、生まれながらにして学ぶ意欲、知りたいという欲求を持った存在であり、学校は、子供たちには生まれながらにして学ぶ意欲があるのだという子供観に立って個性を伸ばすことに重きを置き、子供たち一人一人の存在や命を起点として、子供たちが生来持っている学ぶ意欲、好奇心や探究心に火をともし続ける場所であるべきと考えます。そのため、教員は、子供たちを、年齢に関係なく一個の人格として尊重し、一人一人異なる子供たちの今を丸ごと肯定的に受け止め、子供たち自身が伸びようとする方向に向けて全力で伴走し、支援していくことが必要です。

世の中に完璧な人間は誰一人いません。不完全な存在である教員が同じく不完全である子供たちを、時には支え、時には見守り、時には伴走するためには、自身が生涯にわたって途上にあることを認識しながら、子供たちと共に生きる、共に学ぶ、共に成長するという姿勢が欠かせません。そして、子供たちのために必要とあらば、それまでの自分の考え方や役割、教育手法を変えることをいとわないでほしいと思っています。

また、教員は、子供たちの可能性を誰よりも信じる存在であってほしいと思います。たとえどんなに苦しくても、教員の最も大切な仕事の一つは、子供たちを信じること、信じ続けることとあります。

教育は、今を積み重ねた先にある未来を創造する営みです。未来とは、希望であり、子供たちが持つ可能性への期待と信頼であります。私たちは、対話的、協働的で共創的な不断の取組を重ね、子供たちが夢や希望や幸福感を持って生きられる社会、生き生きと主体的に学ぶ学校をつくっていかねばなりません。教員を含めた全ての大人がそのような覚悟と気概を共有

していくことが大事だと思います。

私たちは、これまで誰も経験したことのない時代や社会を生きていますが、いつの時代にあっても、また、どのような社会にあっても、教育や学校が持つ力を私は信じています。

宮沢賢治は、「農民芸術概論綱要」の中で、世界が全体幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ないと、自と他の関係、個と集団の関係を喝破しています。長野県教育が、青く澄み渡る空のように、希望や感動にあふれ、多様な個人が誰一人取り残されることなく、それぞれの幸せや生きがいを実感し、地域や社会も豊かで持続可能なものになっていく、個人と社会のウェルビーイングを実現する未来を心から願っています。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）御答弁をいただきました。

ゼロから1を生み出すための施策と大きなタイトルをつけてしまったわけですが、可能性を検討していただけるというお話だったと思います。

県内でも、長野市内や松本市内にそういったオフィスを設けているというお話であります。しかし、やはり都市部であるということの意味もあると思います。ぜひこういった大規模なシェアオフィスに人を置くということも検討していただければと思います。

私たちが思っている以上に新しい可能性の芽はどんどん生まれている、こういった場所を訪問してそんなことを感じた次第であります。ぜひ最先端の人、物、情報に常に触れる場所として県も活用していただきたい、そのように思います。

未来に向けた教育ということで教育長よりお話をいただきました。

一昨日、産業界でもデジタル化には42%が踏み出せていないといった向山議員への答弁がありましたけれども、県では、高校は90%以上で取り組んでいる、そういった話でありました。これが、具体的に教職員の負担軽減や人手不足解消につながるような実効性があり、また、具体的に取り組めるようなことをお願いしたいというふうに思います。

また、教育長から、未来を担う子供たちに熱いメッセージもいただきました。一人一人を大切にしている、そういった姿勢に大変感銘を受けて聞いておりました。お立場が変わることですけれども、これからも子供たちのために御活躍いただくことを心からお願い申し上げます。

以上で私の質問の一切を閉じたいと思います。

○副議長（埋橋茂人君）次に、小池久長議員。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）障がいの困難を抱えたまま成人期に移行した場合、就労に困難を生じることも少なくありません。

野村総研の推計によると、18歳以上の発達障がいの人材活用が不十分であることから、1.7兆円もの経済損失があることが分かっています。当事者の個性を生かし社会的な活躍を促すためには、能力的に大きな凹凸がある発達障がい児の苦手を補うこと、得意を伸ばすことの両輪が重要であります。一定の分野で特に秀でた能力を有する場合もある一方、高い能力を有しながら高等教育に進むことができないといった問題が生じています。

保護者の障がい者受容が進まないため、支援の手を差し伸べることができないことも少なくないことも事実ではありますが、特に、特性に応じた対策を講じて困難を緩和するには、早期発見・早期支援が重要です。とりわけ、教育課程では、その特性に応じた教育環境を選択できることが重要であり、幼少期での発見は有益です。

厚生労働省によれば、発達障がいと診断された46.8万人のうち、半数を超える24.3万人が20歳以降に初めて認定されていますが、小学校以降に顕在化した場合、発達障がいに気づかぬまま学校生活になじめなかったり、就労後鬱病になる要因ともされています。

加えて、少子高齢化、産業構造の変化により、産業人材の確保が急務であります。その課題の解決を図る可能性の一つが、発達障がい人材のさらなる活躍です。そのためには、障がい者雇用の枠組みで養った合理的配慮のノウハウを一般雇用部門にも展開することで、発達障がい人材など一般雇用部門に属する人材の活躍機会を拡大することが求められています。

また、一般雇用の枠組みにおいて、万能を求めることなく、個人の才能を最大限に発揮できる特定の職域で活躍できる機会を設定することも重要であります。スペシャリスト、高度スペシャリストとしての職域を拡大していくには、組織には発達障がい人材を含め多様な人材がいることを前提とし、個々への能力開発や合理的配慮をありふれたマネジメントスキルとして捉えていく必要があります。そのためには、個人の才能の発揮は、本人の資質や努力に加えて、周囲の環境が大きく影響するといった理解の下、人材マネジメントの形を変えていく必要があると言えます。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、発達障がいのある子供の社会参加には、義務教育の段階から、発達障がいの兆候を見過ごさず、困難や課題を改善、克服したり、個々の特性に応じた得意分野を伸ばすための教育を受けることが重要となります。関係機関との連携を含め、県教育委員会の取組についてお伺いいたします。

昨年9月定例会においてニューロダイバーシティへの取組の推進についてお聞きした際、発達障がいの方やその家族に大きな希望をもたらし、周囲の働き方にもプラスの影響をもたらす、多様性を尊重する長野県として率先して取り組む課題であると知事に御答弁をいただきました。

県では、昨年4月に開所した長野県発達障がい情報・支援センターを中心に、学校教育の場

や企業の働く場にニューロダイバーシティの考えを広めていくことが重要との認識を示されましたが、来年度、働く場の環境づくりに向けた啓発等をどのように進めていかれるのでしょうか。こども若者局長にお伺いいたします。

また、関連して、発達障がいのある方が一般就労を希望する場合、企業に対する周知啓発や雇用支援をどのように行っていくのか。今後の取組について産業労働部長にお伺いいたします。

〔教育長内堀繁利君登壇〕

○教育長（内堀繁利君）発達障がいのある子供の社会参加に向けた支援についてのお尋ねでございます。

発達障がいのある子供の特性として、例えば自閉スペクトラム症の子供には、対人関係の構築等に困難さがある一方で、特定の事柄に対し集中力が高い、ICTの活用能力に優れる等の傾向がある中、早期から子供の特性を把握し、困難を軽減したり、得意な分野を見つけ伸ばすことは、将来の社会参加に向けて大変重要であると考えます。

これまで、県教育委員会では、発達障がいのある子供に対して、早期から卒業後の社会参加までを見据えた関係者連携による支援を行うため、個別の教育支援計画の策定を促進したり、通級指導教室の増設、ICTの効果的な活用等も進めながら、個の教育的ニーズに応じた支援を行ってきたところです。

今年度は、認知や発達の特性に応じた学び実証事業において、企業や有識者等と連携し、アセスメントツールを用いて、見過ごされがちな困難さに気づき、個々の認知特性に応じた学び方を工夫するなど、環境整備のための実践的研究を行っております。

今後は、子供の得意なことを伸ばすため、各分野の専門家や大学生などと共に学ぶ場の開設や、地元企業の方の学校への招聘など、様々な方との連携を図り、子供が興味のある分野に主体的に関わることで、自分の強みを伸ばし、希望する社会参加が実現するよう支援してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には、発達障がいがある方の働く場の環境づくりに向けた啓発をどのように進めていくのかという御質問を頂戴いたしました。

発達障がいに見られる脳や神経に由来する個人の特性の違いを、能力の優劣ではなく多様性と捉えて相互に尊重し、社会の中で生かそうとするニューロダイバーシティの考えに基づき、それぞれの個性を生かせる場所や環境を整え、学びや就労、社会参加を促していくことは大変重要であると考えております。

長野県発達障がい情報・支援センターでは、昨年4月の開所以来、市町村職員、教員等学校

関係者、障がい者支援機関の担当者などを対象とした研修会の開催や、市町村教育委員会等が主催する会議などへの講師派遣によりまして、延べ7,000人以上に研修を実施し、発達障がいへの理解の促進と対応力の向上を図ってまいりました。

働く場の環境づくりに向けましては、障害者差別解消法の改正により、この4月から障がいを持つ方に対する合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、企業側の意識も高まっていることから、今後は、これまでの行政、学校関係者中心の普及啓発に加えて、企業に対する普及啓発についても取り組んでまいります。

来年度、長野県発達障がい情報・支援センターにおいて、合理的配慮の考え方の浸透、個々の特性に合わせた誰もが働きやすい職場環境の整備などの観点から、企業の人事担当者等を対象とする研修会を開催するほか、経済団体等が主催するセミナーへの講師派遣などを通じまして、発達障がいを持つ方を積極的に雇用している企業の事例なども紹介しながら、働く場の受入れ体制づくりに向けた取組を促し、誰もが個性を生かせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には発達障がいのある方の雇用支援についての御質問でございます。

県では、一般就労が可能な障がい者の雇用を促進するため、まず、企業向けには、先進的な取組事例の紹介や仕事の切り出しを行う障がい者雇用普及啓発セミナーの開催をはじめ、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業の雇用管理や障がい者が実際に働く様子を確認できる企業見学会を開催しております。

あわせて、県内4か所に配置しました地域コーディネーターによります企業の悩みに応じた個別支援や、従業員100人以下の企業が新たに障がい者の方を雇用し3か月以上継続した場合に30万円を交付する助成金などによりまして、企業に対する直接的かつ実情に応じた支援を実施しているところでございます。

また、お仕事にお困りの障がい者の方に向けては、地域就労支援センターにおきまして、障がい者の希望や特性を尊重した就業相談など伴走型による支援の実施に加え、新たに企業の業務切り出しを支援し、短時間でも勤務可能な就業希望者とのマッチングを実施する事業を予算計上しまして、障がい者雇用を一層促進しております。

こうした県の取組が確実に届きますよう、障がい者の雇用に関する一元的な発信サイト、ながの障がい者雇用ポータルを通じて周知啓発に取り組むとともに、今年度開設いたしました長野県発達障がい情報・支援センターなどの関係機関とも連携しながら、ニューロダイバーシ

ティーの啓発も含め、企業における障がい者雇用を進めてまいります。

以上でございます。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君） こども若者局長にもう一回お伺いいたしますが、今朝の報道によりますと、お隣韓国では、2006年から30兆円の費用をいわゆる少子化対策に充ててきていますが、既に0.72%の出生率となってまいりました。

そこで、私は思いますが、もうちょっと深掘りをしていただいて、長野県らしさ、日本人らしさということで、やはり安定した収入があれば、それが結婚に結びつき、やがては家庭をつくるというような好循環、特に、今、外国人の労働者などいろいろな議論がされていますが、まさに生成AIというものが新しい出番をつくるのだと思います。誰にでもチャンスのある長野県として、ぜひもう少し取り組んでいただきたいと思いますが、その決意等を御答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には、いろいろな特性を持っている発達障がいの方々が、これからはいろいろな知識や経験、持っている能力を生かして活躍できるように、こども若者局としてしっかり頑張れ、その決意をということでお尋ねをいただきました。

私は、今年、こども若者局長ということで、発達障がい関係の業務をする職場に参りました。発達障がいの方は、様々な特性をお持ちですが、非常に優れた能力があり、いろいろな場所で活躍している方が多いというふうに感じております。ただ、その能力を生かして本当に活躍できるような社会になっているかということ、まだまだそういったところは少ないと思っております。来年度、発達障がい情報・支援センターを中心に、こういった方々の能力や知識を生かせるようにさらにしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君） 御所見ありがとうございました。

それでは、次の項目で、世界水準の山岳高原観光地づくりを推進する本県においては、持続可能な観光は重要な要素であります。全国では、観光地を訪れたのに混雑していて楽しめなかった、観光地がごみだらけで不快だったとの声も聞こえます。

2018年7月、観光庁は、持続可能な観光推進本部を設置するなど、観光地はその地域を支える重要な産業となっているところも多く、住民の生活や企業の利益を守りつつ持続可能な観光の在り方に注目が集まっています。

さて、現状に目を向けますと、コロナが明けたことで、訪日する海外からの観光客も回復に

向かいつつあり、彼らがゆったりとした環境で多くのお金を使ってくれれば、地域経済の活性化につながります。

そこで、コロナ禍から急速にインバウンドの回復が図られる中、どのようにして本県を世界水準の観光地として認知させ、さらに高付加価値旅行者を誘客するのか、戦略を知事にお伺いしたいと思います。

急激な観光客の増加は経済的な好機に思われますが、一方、それが原因で長期的な経済損失が生じる場合があります。観光客が増えれば、施設や飲食店の混雑によってお客さんの満足度が低下し、将来的には経済的な損失、観光ブランド力の低下につながるものが最大の懸念事項であります。

かつて、高度経済成長全盛期では、有名観光地に巨大な宿泊施設が乱立し、にぎわいましたが、現在では廃墟となり、景観を損ね、自治体では撤去等の費用に苦慮していることも歴史が物語っているわけです。

また、昨年、北八ヶ岳開山祭の登山道脇の林の中でティッシュの放置が散見され、連盟の会長からは、生理現象ではしようがないが、せめてトイレトーパーか携帯トイレを利用してもらいたいとの切実な話がありました。

多くの人を訪れる自然環境を維持できるよう持続可能な観光地づくりに目を向ける必要があり、同時に、その場で働く人の存在も観光地には欠かせないものであり、安定した雇用を守り、持続可能な観光産業を守るため、需要を平準化することによる休日集中型の是正や予約制等働き方の支援も必要ではないかと考えます。大切なことは、本県の魅力である豊かな自然という観光資源は、先人から現在までたゆまぬ郷土愛で受け継がれてきたものであり、それをどう次の時代につなげるかということではないでしょうか。

そこで、観光部長にお伺いいたします。

自然環境や文化の保全など維持可能な観光づくりに向け、県はどのように取り組んでいくのでしょうか。

また、観光地が持続可能であるためには観光産業が持続可能であることが必要だと考えますが、持続可能な観光産業としていくための県の取組についてお伺いいたします。

大手通信会社は、2024年1月10日、厚生労働省管轄の災害医療派遣チーム、DMA Tと共に、衛星ブロードバンド「スターリンク」を活用し、石川県能登半島の被災地域における医療活動の支援を開始しました。

被災状況の情報収集だけでなく、搬送先の病院を含めた様々な関係機関とのコミュニケーションが必要とされる被災地の医療現場において、高速かつ安定した通信を提供することで迅速な医療活動を支援しています。

現在、災害医療において、通信機能の確保は生命線とも言えます。被災情報や診療データの登録・照会、拠点のウェブ会議など、非常に多くの情報量の伝達を可能とするため、高速かつ大容量な通信が災害の状況下では求められます。

今申し上げたのは、災害時という緊急事態の例ではありますが、ふだんの生活では当たり前となっている通信回路も、標高の高い本県の観光地では通じず、観光客が不便を感じたり、また、事故などが起きた際の対応が懸念されるケースがあります。

そこで、企画振興部長にお伺いいたします。山岳観光地という性質上、多くの人を訪れる観光地や登山道であっても、携帯電話の電波が入らない、いわゆる不感地域がいまだに存在しています。観光の利便性、あるいは緊急時の連絡の必要性などから、不感地域の解消をさらに進めていただきたいと思います。県の取組についてお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、世界水準の山岳高原観光地づくりに関連して、本県をどうやって世界水準の観光地として世界に認知させていくのか、また、どうやって高付加価値旅行者を誘客するのかという御質問でございます。

まず、観光地域づくりとプロモーションの両面でしっかり取り組む必要があるというふうに思っています。これは、中身がないのに発信だけでも空虚な取組になりますし、一方で、中身の充実をしても、発信ができていなければ誰にも来てもらえないということになりますので、地域自体の内実をしっかりと充実することと発信の両面からしっかり進めていきたいと思っております。

これまでも、世界水準の山岳高原観光地づくりということで取り組んできました。例えば、白馬バレーを重点地域として定めて、多言語表記の拡充やキャッシュレス化、通信環境の整備に取り組んできています。こうしたものをほかの地域にも広げていかなければいけないというふうに考えておりますし、また、本県の強みや特色である自然や、歴史、文化、とりわけ雄大な自然環境は世界の優れた観光地と比べても引けを取らない豊かさ、雄大さがあるというふうに思っています。その一方で、日本固有の歴史や文化というものもしっかり残っている地域がありますので、こうしたものを守るとともに、観光資源としてしっかり生かしていくということを考えていかなければいけないというふうに思っています。

それと併せて、外国語対応をしていく際の人材の育成やキャッシュレス化の推進をはじめとする観光産業のDXの推進、さらには、長期滞在型やリピーターを増やすということを考えてときには、やはり泊食分離をもっと進めていくことや、長野県までは何とか来たけれどもその先の観光地までなかなかたどり着けないということでは、観光地として非常に評判を下げてしまうことにつながりますので、二次交通の充実に力を入れて取り組むことによって世界水準の山岳観光地としての実質を高めていきたいというふうに思っています。

その一方で、アジア圏からの観光客の皆さんが非常に多くなっていますし、ヨーロッパやアメリカからの観光客も増えてきていますが、高付加価値市場における認知度は必ずしも十分ではないというふうに思っています。まずはアメリカ、オーストラリア、ヨーロッパを重点的なターゲットとして、マーケティング、プロモーションを進めていきたいと思っています。現地にコーディネーターを配置して、連携した営業活動を行っていききたいというふうに思っておりますし、旅行者向けの雑誌、ウェブサイトにも広告を掲載して、長野県のすばらしさを世界にしっかり発信していきたいというふうに考えております。こうしたことを通じて、世界水準の観光地域づくりを進めると同時に、世界から富裕層も含めた旅行者にお越しいただくように努力をしていきたいと考えております。

以上です。

〔観光部長金井伸樹君登壇〕

○観光部長（金井伸樹君）私には持続可能な観光地づくりの取組と持続可能な観光産業とするための取組についてお尋ねをいただきました。

初めに、持続可能な観光地づくりの取組についてでございます。

民間の宿泊予約サイトの調査によりますと、世界の旅行者の76%が今後1年間においてよりサステナブルに旅行をしたいと回答するなど、環境や文化、経済に旅行者自身も配慮する持続可能な観光、サステナブルツーリズムが世界の潮流となってきました。世界水準の山岳高原観光地を目指す本県において、このような取組は必須であると認識しております。

そこで、今年度から、持続可能な観光地に関する国際認証の取得を目指す7地区を選定いたしまして、組織体制の構築や二次交通の観光活用に向けた実証実験への支援などに取り組んでいるところでございます。

今後、支援地域の「世界の持続可能な観光地TOP100選」への選出とサステナブルツーリズムへの意識や取組の県内波及を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、持続可能な観光産業とするための取組についてのお尋ねでございます。

観光産業が持続可能であるためには、他産業と比べ低い生産性の向上、勤務時間や勤務日が不規則なため起こりやすい高い離職率の改善、議員御指摘のとおり平日と休日や季節的な繁閑の差が大きい観光需要の平準化などが課題であると認識しております。こうした課題への対応といたしまして、観光事業者に対して、DX推進のための補助制度により生産性向上への支援を行ってきたところでございます。

また、観光産業の体験型インターンシップ事業や宿泊施設における業務の細分化、見直しから求人採用まで伴走支援するモデル事業などによりまして、人材確保対策にも取り組んできたところでございます。

また、繁閑の差の解消には、日本人の働き方をはじめとしたライフスタイルの変更が必要でありまして、非常に大きな課題ではありますが、長期有給休暇の取得促進について県の経済団体に要請を行ったほか、ILO132号条約の批准についても引き続き国に要望するなど、観光需要の平準化についても取り組んでまいりたいと考えております。

これらに加え、持続的、安定的な観光振興財源についても検討しながら、旅行者と観光地の皆様と一緒に資源を守りながら、かつ新たにつくっていく、住む人も訪れる人も幸せな世界水準の山岳高原観光地を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には、山岳地帯における携帯電話不感地域解消の取組についてお尋ねをいただきました。

山岳地帯の不感地域の解消は、災害時の迅速な対応や観光客の利便性向上などの観点から重要な課題であると認識しております。

これまで、市町村と連携して、通信事業者に対して利用可能エリア拡大の要望を行ってきたほか、特に、火山地域については、浅間山及び御嶽山の不感地域解消を財政支援してまいりました。

今年度は、従来の要望活動に加えて、総務省信越総合通信局が通信インフラ整備を効果的に推進するために設置しました信越デジタル田園都市国家構想推進ワーキンググループに参画し、不感地域の解消を要望する市町村と共に、国や通信事業者との個別協議を実施してまいりました。この個別協議では、携帯基地局等を整備する場合の課題として、各種環境規制のある国立公園や国定公園を対象とした場合、規制の趣旨と緩和の必要性等の整理が必要であること、関係者による費用負担の在り方を検討する必要があることなど、個々の地域ごとに具体的な論点が整理されたところであり、今後継続的に関係者間で協議を行うこととしております。

県としては、引き続き市町村と共に本ワーキンググループを活用し、地元ニーズの具体化に向けて通信事業者に対して粘り強く働きかけるなど、不感地域の解消に取り組んでまいります。

以上です。

〔40番小池久長君登壇〕

○40番（小池久長君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

私は、世界水準の高原は、観光客、訪れる人と一緒につくるものだというふうに考えています。富士山では、吉田口のほうから入山料の徴収が始まりました。その徴収がいいかどうかは別として、自然はただで守っていけるものではないので、ぜひとも訪れる方に応分の負担、今、観光振興財源の議論がされていますけれども、応分に協力金などを求めつつ、やはり息の長い

自然環境を守っていく取組が大切な点だというふうに思います。そんなことをぜひとも皆さんに御協議いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○副議長（埋橋茂人君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時56分開議

○議長（佐々木祥二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）今回は、前回に続いて町なかのにぎわいについて何点かお尋ねしてまいります。

代表質問で知事がこれまでと代わり映えのしない政策では十分な効果は上がらないと答弁されたのは、少子化と人口減少の問題に関してでありました。社会減の人口流出、とりわけ若い女性の流出が深刻であるということは、今議会を通して、そして、本日も議題となりました。当団の代表質問にあったとおり、上京経験がある20代女性に行った意識調査において、上京の理由として目立ったのは、新しい生活を始めたいと思ったから、都会に憧れがあったから、趣味をより楽しみたかったからなどという意見でした。

グローバル都市不動産研究所が実施したというこの調査、実は裏話があって、20代男性にも同様の調査をしています。すると、大学や専門学校など進学先のこと、雇用・職場環境をめぐることは男女差がほぼ出なかったと言いますから、つまるところ、教育や雇用の問題ももちろん大事でありながら、事若い女性を引きつけたいと思った場合には、一つには、知事がおっしゃるように、田舎特有の男女間の固定的な役割分担意識を変えていくということと同時に、新しい生活、都会への憧れ、趣味をより楽しみたいという欲求を県内でも正面から受け止めていかねばならないこととなります。一見つかみどころがなさそうなこれらの欲求も、これからは、確かなまちづくりの戦略として組み立て、教育、就職の問題とともに一つの地図に緻密に落とし込んでいく必要があります。

そうしたときに改めて県の姿勢で気になるのは、それは市町村がやることであって県がやるべきことではないという意識が強過ぎはしないでしょうか。平成の大合併以降から現在に至るまでの地方自治制度は、昔どこかの誰かが人為的に境界線を引っ張った市町村の枠組みにとらわれることなく、もっと広く山や川などの自然的、地理的条件で形づくられた圏域をベースに

して地域内循環をつくっていかう、そういう発想の下に連携中枢都市圏や定住自立圏などの構想が出てきました。

よって、県も、今ある市町村がこうだから、こう言うからとかたくなにならず、臨機応変に広域連携のリーダーシップを取っていただきたいですし、人口のダム機能という言葉があるように、地方から大都会へ流出していた人の流れを、地方都市が都市としての内実をしっかり備え、ダム機能としてせき止めていかねばなりません。広域を束ねる責任は、人口減が現在明白な問題となっている町や村、郊外や中山間地も含めた圏域全体の問題として重く受け止めていただく必要があります。

そこで、まずは、複数の市町村が共同で地域公共交通計画を立案した事例が、県内では現状三つにとどまっています。また、広域的な立地適正化の方針については、他県では複数の市町村が共同で作成した事例が見られるものの、本県ではゼロという状況です。広域的な調整は果たされているのでしょうか。市町村数が多い長野県は、もっと多くの市町村がそれらに参画すべきと思うのですが、いかがか。前者は交通政策局長、後者は建設部長に見解を求めます。

したがってということにもなりますが、後方支援に重点を置いている結果、次に気になるのは、政策の構想力と戦略性が見えてこないという点です。今週議題となりました産業労働部の「世界から選ばれる「稼ぐ」産業の創出」というテーマを引き合いに出すと、これ自体にはもう大賛成なわけですが、そうであるからには、ここに記載されている内容ももっとまちづくりに反映させてはいかがでしょうか。

今でも東京を訪れるときにふと不思議に思うのは、例えば、地下鉄の駅を降りると、一つエスカレーターを上れば、日本酒やワイン、伝統的工芸品など、恐らくは長野県産も含めた地方の名産品にアクセスできる一方で、長野県に限ったことではありませんが、地方都市で駅を降りたときに若者がイメージする光景といえば、恐らくいまだにマクドナルドやドン・キホーテ、牛丼店にカラオケ店、ほかに何かあったっけという具合でありますから、これでは本物を求めて出ていくでしょうし、これは交通の問題ではなく、空間づくり、エリアマネジメントの問題として地方都市が非常に弱い部分だと思います。

昨日も話題となりました伝統的工芸品などをもっと広げていかう、クラフトと連携させていかうというチャレンジは、長い目を見たときには、県民生活の日常の光景に落とし込み、木曾の工芸品が松本の駅前などでもっと顔を出して、同じく北アルプスの麓のワインやシードルなんかをもっと顔を出して、いかにも信州らしい空間とそこでの体験が町の顔になるよう、近隣市町村を巻き込んで大胆に構想を思い描き、県民に示していただくことを要望いたします。

ここでは、ひとまず、形は違えど、新たなビジネスの創出に向けて、駅前に信州スタートアップステーションを一つの足がかりに築いていただきました。改めて、ここは若者にどうい

う場を提供しようとしているのか。そして、今後まちづくりという観点からどのような広がり
を構想しているのか。産業労働部長に確認させていただきます。

そして、三つ目に指摘したいことは、町の特色についてであります。

本日も知事から大都会と違って地方は緑が特色となっているという話がありましたが、これ
も、正直なところ、うかうかしていると足元をすくわれかねないと思っています。というのは、
世界の大都市のトレンドを追ってみると、今、緑化プロジェクトは相当大規模に行われていま
す。今夏オリパラを控えるパリにおいては、主要なランドマークの隣に四つの新しい都市の森
をつくる計画を進行中。市長は、さらに2026年までにパリ全体で17万本以上の木を植え、2030
年までに市の50%を植樹地で覆うことを約束したそうですが、ロンドン、バルセロナ、ミラノ
などでもそれぞれに大規模な緑のプロジェクトが進んでおり、東京も御多分に漏れず、昨年7
月、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を始動し、まちづくり
や都市計画、生物多様性保全、森林づくりなどについて、緑をテーマに部局横断的に進めてい
るようです。

感度、感性が高い若者のことです。デザイン性や訴求力で勝る都会に長野県が優位性を保て
るとするならば、本物の世界観を提供していくということ以外にないと思っているのですが、
そのためには、今、何か欠けているものがあるのではないのでしょうか。

この手の問題は、これまで、グリーンインフラなどを題材によく建設部に質問させていただきました。
そうしたときに常々感じてきたことは、木を植えることだけならば既存の緑化事業
と代わり映えしないことも、それを唯一無二の環境に育てていくには、もう一つの視点、例え
ば中心市街地に一つの緑地帯、ポケットパークをつくるならば、脇を流れる小川や郊外に連な
る街路樹等と結合させて生態系をつくり、ひとりでの実る自然を創造し、その恩恵をまた県民
に還元していくというところまで練り上げていただきたいわけです。

しかし、本当にこういうところまで建設部に期待すべきことなのか。本来は、環境本位、生
態系本位で政策を語れるもう一つの組織が意見をぶつけ、事業に奥行きと厚みを持たせるべき
局面ではないのかという思いがいつも去来します。

実は、この問題はあらゆる場面で顔を出していて、例えば慣行農法中心の農業政策の中で、
果たして有機農業は推進力を持てるのか。間伐から主伐・再造林へと大きく林政がうねる中で、
多様性に富んだ森はどこまで実現可能なのか。ただでさえ課題山積の教育行政において、本当
に子供たちに十分な自然保育、環境教育を施せるのかなど。

思い起こせば、昨年度私が環境委員会で毎回質問していたのが、生物多様性の話でした。自
然保護課とはよくやり取りさせていただきましたが、やはり県民には到底見えない縄張り意識
があるということなのか、話が県立公園や諏訪湖、御嶽山など一部エリアのことに限られてい

て、そこから林地や農地、公園や町なかに緑や生態系を広げていきたいと思いますと言うと、急に話がすぼんでしまうのがいつもとても残念でした。

気候変動枠組条約と並んで採択された1992年の生物多様性条約から、我が国では、生物多様性国家戦略、愛知ターゲットなどを経て、本県でも、2012年、生物多様性ながの県戦略が策定されました。それが、今般、令和5年度から第五次長野県環境基本計画に吸収される形となりましたが、知事の意気込みとは裏腹に、少なくとも委員会でのやり取りを聞く限りは、明らかな後退局面だと言わざるを得ません。

よって、環境部に対しては、町なかにおける生態系ネットワークの保全、拡大についてこれまでどのようなことに力を入れて取り組んできたのか。とりわけ、河川や緑地公園などの自然帯と連結されることを想定したビオトープ、屋上緑化、壁面緑化などの取組を県有施設で率先して行うよう環境部から建設部に働きかけをしてきた経緯にはどのようなものがあるのか。環境部長の見解を求めます。

そして、これらを踏まえて、以下は全て知事にお尋ねします。

まず一つ目のまちづくりに対して県は消極的ではないかという点について、さきの地域公共交通計画と広域的な立地適正化の方針の状況をどのように見ているのでしょうか。これはそのまま所感を伺います。

また、構想力、戦略性をどう担保するかという話については、県のまちづくり構想と各市町村のそれがどうかみ合っているのか。あるいは、その前に、県は自分たちの考えを積極的に持ちかけているのか。端からは見えてきません。

前回、長野市中央通りのほこみちに関する私の質問に対して、知事からは、中核市市長との懇話会の話を出していただきました。ありがたい話ではありますが、知事が話を出す前に、担当者間での合意形成はどうなっているかと思ってしまう。もっと頻繁に担当者が意見をぶつけ合う場が必要だと感じるのですが、まずは長野市、松本市との間でまちづくり戦略を定期的に協議する場を設けてはいかがか。お尋ねします。

さらに、特色のあるまちづくりをという点についてはさきに述べたとおりであります。生物多様性を奥山、里山から町なかへ、若者が週末に触れていた緑を日常的一幕へ、そんなコンセプトをしっかりと政策の上位に位置づけ、部局横断で取り組むプロジェクトが必要ではないでしょうか。そして、その上で、これからは環境部からポジティブな発案があるよう、組織体制にもシビアに切り込んでいただかなくてはなりません。

そこで、どうでしょう。例えば、自然保護課は希少種の保護や一部エリアの保全に手いっぱい印象を受けますが、今や自然保護一辺倒の時代でもありませんし、生物多様性の議論はかなり広範な意味と価値を持つようになってきていますから、同課は、人員と予算の強化を図り

ながら生物多様性戦略局などに改組して、遠大な計画への一里塚にしてはどうかと思いますが、いかがか。最後に申し添え、今回の一切の質問といたします。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には複数市町村共同による地域公共交通計画の作成が少数にとどまっている理由についてお尋ねをいただきました。

地域公共交通計画は、法令上、市町村単独あるいは複数の市町村が共同で作成できることとなっております。県内で複数市町村が共同して地域公共交通計画を作成した事例は、14市町村が共同して作成しました南信州地域の計画、それから、松本市と山形村と朝日村の計画、そして、中野市と山ノ内町の計画、この3件でございます。さらに、現在6町村共同によります木曾地域に加えまして、茅野市と原村とが組んで作成作業が進められているところでございます。

現在までに複数市町村の共同による地域公共交通計画の作成が3件にとどまっている理由として考えられることは、まず、隣接する市町村であっても、生活圏が異なるなど、そもそも共同による計画作成の必要性が乏しいことが一つ。それから、生活圏が一体である市町村であっても、公共交通に対する各市町村の考え方、あるいは住民のニーズが異なるということや、市町村や交通事業者など関係者間の調整が大変複雑になるということなどが挙げられるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には、広域的な立地適正化方針の作成事例が長野県内にない理由についてのお尋ねでございます。

広域的な立地適正化の方針は、同一都市圏の複数市町村において、広域的な連携や調整が必要な学校や病院、図書館などの都市機能施設、居住の配置、交通ネットワークの形成について市町村が共同で方針を定めるものであります。そして、この方針を踏まえて、都市圏内の各市町村で立地適正化計画を策定するものでございます。

現在、この広域的な立地適正化の方針は全国で6都市圏で策定されておりますが、県内では策定された事例がございません。その理由としては、県内においては、複数市町村を含む広域都市計画区域は少なく、各市町村の単独都市計画区域がほとんどであること。また、立地適正化計画の基となる各市町村のマスタープランの策定期間にばらつきがあることも広域化の検討がなされなかった理由と考えられます。

一方、長野県においては、学校や病院、ごみ処理施設などの広域的な課題については、これまでも広域連合や一部事務組合などにおいて担ってきており、各地域の実情に合わせて対応がなされていると認識しております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には信州スタートアップステーションが若者に提供する場についての御質問でございます。

この信州スタートアップステーションは、松本市及び長野市の中心市街地に設置した創業支援拠点で、相談者の半数以上が実は30代以下の若者となっております。両ステーションともITやものづくり産業を支援する拠点内に併設しているため、様々なビジネス関係者が利用しておりまして、例えば、県内の大手事業者におけるシステムの実証実験や、新規事業展開を模索する県内事業者との協業など、まだ検討の段階ではあるものの、スタートアップのビジネス展開につながる出会いが生まれておりまして、今後も、若手起業家にとって、経営相談だけでなく、重要な人脈形成の場としても提供してまいりたいと考えております。

また、このステーションの近隣には、金融機関などの支援機関や大学などの教育機関、起業家などの利用者が多いコワーキングスペースやサテライトオフィスが集積しておりまして、若者を含めたビジネス関連の人の流れが生まれてきております。

今後は、ステーションの枠にとらわれず、地元であります松本市及び長野市とも連携をしながら、若手起業家を引きつけるオープンイノベーションや投資家との交流イベントの実施、県内各地の若者が集まる場づくりを支援する団体との連携などによりまして企業の裾野の拡大を図り、若者が行き交うまちづくりが面的に広がるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）私には2点御質問を頂戴しました。

まず、町なかにおける生態系ネットワークの保全拡大について、これまで環境部はどのようなことに力を入れて取り組んできたのかとお尋ねでございます。

本県は、自然環境に恵まれた緑豊かな県でありますけれども、一方で、町なかの農地等の緑は、都市の発展に伴い次第に失われてきております。また、町なかの水系、緑地などの分断、改廃や、人工排熱の増加によるヒートアイランド現象などの進行により、野生動植物の生息環境が損なわれるなど、生態系への影響も懸念されております。

そこで、県において都市緑化、まちづくりを担当する建設部では、信州まちなかグリーンインフラ推進計画を策定し、町なかの緑地空間の保全、創出に取り組んでいるところです。環境部といたしましては、まちなかグリーンインフラが効果的に進むよう、生態系を脅かす気候変動対策として緑地や透水性舗装による暑熱緩和効果の実証的研究を行い、建設部に対し研究成

果のフィードバックを行ってまいりました。

また、町なかも含む県内の生態系の保全に向けた基礎資料として、野生動植物の生息情報を整理し、取りまとめた長野県版レッドリストを作成、公開しておりますが、現在およそ10年ぶりの改訂を進めているところでございます。

次に、河川などと連結した県有施設の緑化を建設部に働きかけたかという御質問でございますが、御質問のような働きかけとは少々異なりますけれども、県有施設については、省エネルギー推進の観点から、県が一事業者として温室効果ガスの排出量を削減するために作成した第6次長野県職員率先実行計画において、庁舎敷地内の緑地の確保に取り組むことを建設部を含む各部局に求めているところでございます。

また、一定規模以上の県有施設につきましては、公共事業等環境配慮制度におきまして建設に伴う環境影響の低減を求めており、例えば、長野県立大学の建設に当たっては、在来種による植栽緑化や希少動植物が確認された際の保全措置を行うよう事業部局に対して意見を述べております。

緑の連結による町なかの生態系の拡大につきましては、今後、環境保全研究所の知見も生かしながら、議員御指摘の事項も含めまして、関係部局と議論をしてまいりたいと思います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点質問を頂戴いたしました。

まず、今回の御質問は非常に深いテーマをいただいたというふうに受け止めています。市町村に対して県としてよりしっかりとしたリーダーシップを発揮すべきではないか、また、構想力、政策力をしっかり整えるべきではないかという御指摘は謙虚に受け止めなければいけないというふうに思っています。

まず、まちづくりに関連して、公共交通計画と立地適正化方針の御質問をいただきました。

公共交通計画については、今、県全体の計画をつくっているところでありまして、10広域圏ごとの地域編も市町村計画と調整を図りながら策定していこうというふうに考えています。

県全体の計画の中では、例えば医療機関への足の確保、高校生の通学の足の確保、観光客の足の確保、こうしたものをしっかり保障しようという方向を定めさせていただいておりますので、各地域における取組もそうした方向性に即して取り組んでもらわなければいけないというふうに思っています。具体的に地域の実情は様々あるわけでありましてけれども、やはり県全体として統一的な方針、考え方の下で、市町村と共に公共交通の充実が図られるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

それから、まちづくりの観点は、まさに人口減少下において、若い人たちに魅力のある働く場所、学ぶ場所と並んで、魅力のある町をどうつくるかということは、長野県の発展にとって

非常に重要な課題だというふうに考えています。

まちづくりについて、長野県は、広域的なまちづくりを支援する組織としてUDC信州をつくって市町村の取組を応援してきました。市町村の取組と連携しながら一定程度の効果を上げてはきているというふうに思っています。ただ、御指摘のとおり、大きな構想を描くという点ではまだまだ物足りない点もあるのではないかと思います。これからまさに地域間競争が激化する中で、どうやって魅力ある町をつくっていくかということは、市町村のみならず県全体にとっても大きな課題でありますので、まず市町村とこの辺の問題意識をしっかりと共有して取り組んでいきたいというふうに思っています。

とりわけ長野市、松本市は、都市の規模としても、中核市という権限を持っていらっしゃいます。今も中核市長と私との懇話会を設けておりますけれども、このまちづくりに関しても十分に意思疎通を図りながら取組を進めていきたいというふうに考えています。

それから、生物多様性や緑をコンセプトにしたプロジェクトが必要ではないかという御質問でございます。

私としても、様々な部局が連携していく取組は県としてもっともっと進めなければいけないというふうに考えております。とりわけ、人と人との温かな関係性をつくっていく、人と環境との調和を図っていく、そうした存在欲求を充足する社会ということを考えてときに、緑とまちづくりを連携した視点で考えていくということは非常に重要だというふうに思っています。

組織のお話もいただきましたが、私は、横浜市にいたときに、環境創造局所管の副市長をしておりまして、そのことを思い出しながらお話を伺っておりました。先ほど調べたら、環境創造局という局は今でもまだあるわけでありまして、水や大気、土壌、いわゆる環境問題だけでなく、みどりアップということで、都市緑化の推進も含めた緑を増やす取組、それから、長野県と少し違って農業のウエートが高いわけですが、農業を担う部局、そして、まさに公園も所管して、環境創造局ということで一体になって仕事をしておりました。私は、職員の仕事を見ながらこの連携協力の在り方も見てきたところでございます。

大都市部と我々とはちょっと環境が違うわけでありまして、横浜市は、例えば建設関係の部局では、建築局があり、都市整備局があり、道路局があり、港湾局がありということで、長野県に比べると非常に規模が大きい組織になっております。そういうことから考えますと、一概に比較はできないわけでありまして。ただ、魅力あるまちづくりを進めていくという観点では、グリーンインフラの推進計画といったようなことにとどまらず、より広い視点でこの緑をどう生かしていくかということが大変重要になってきているというふうに思っています。そういう観点で、環境部や建設部など関係部局が連携した取組を考えていきたいというふうに思っております。

また、推進体制については、今も申し上げたように、理念を実現するために一部の組織だけをいじってもなかなかうまくはいかないというふうに思っています。冒頭御指摘をいただいたように、市町村に対してどうやってリーダーシップを発揮していくのか、あるいは部局間の垣根を越えた連携協力をどう進めていくのか、こうした広い観点も持ちながら、引き続き県庁組織の在り方について考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木祥二君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（佐々木祥二君）お諮りいたします。第90号「教育委員会教育長の選任について」は、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本件は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件に対して討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（佐々木祥二君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●陳情提出報告、委員会付託

○議長（佐々木祥二君）次に、去る11月定例会後、県議会に対して陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「5 陳情文書表」参照〕

○議長（佐々木祥二君）以上であります。

ただいま報告いたしました陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。

陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●議員提出議案の報告

○議長（佐々木祥二君）次に、議員から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第1号

鳥獣被害防止対策の更なる充実を求める意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小 林 東一郎 服 部 宏 昭 萩 原 清

西 沢 正 隆 宮 本 衡 司 小 池 清

丸 山 栄 一 山 岸 喜 昭 依 田 明 善

堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史

寺 沢 功 希 大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦

竹 内 正 美 丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫

山 田 英 喜 向 山 賢 悟 早 川 大 地

垣 内 将 邦 青 木 崇 荒 井 武 志

高 島 陽 子 続 木 幹 夫 中 川 博 司

花 岡 賢 一 望 月 義 寿 佐 藤 千 枝

丸 山 寿 子 竹 村 直 子 小 林 陽 子

林 和 明 小 山 仁 志 小 池 久 長

百 瀬 智 之 清 水 正 康 小 林 あ や

奥 村 健 仁 グレート無茶 清 水 純 子

川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行

勝 山 秀 夫 毛 利 栄 子 和 田 明 子

両 角 友 成 山 口 典 久 藤 岡 義 英

宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

若者世代への結婚支援の拡充を求める意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小 林 東一郎	服 部 宏 昭	萩 原 清
西 沢 正 隆	宮 本 衡 司	小 池 清
丸 山 栄 一	山 岸 喜 昭	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	続 木 幹 夫	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

医療的ケア児等への支援の充実を求める意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

風 間 辰 一
 賛 成 者
 小 林 東 一 郎 服 部 宏 昭 萩 原 清
 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司 小 池 清
 丸 山 栄 一 山 岸 喜 昭 依 田 明 善
 堀 内 孝 人 酒 井 茂 共 田 武 史
 寺 沢 功 希 大 畑 俊 隆 宮 下 克 彦
 竹 内 正 美 丸 茂 岳 人 大 井 岳 夫
 山 田 英 喜 向 山 賢 悟 早 川 大 地
 垣 内 将 邦 青 木 崇 荒 井 武 志
 高 島 陽 子 続 木 幹 夫 中 川 博 司
 花 岡 賢 一 望 月 義 寿 佐 藤 千 枝
 丸 山 寿 子 竹 村 直 子 小 林 陽 子
 林 和 明 小 山 仁 志 小 池 久 長
 百 瀬 智 之 清 水 正 康 小 林 あ や
 奥 村 健 仁 グレー ト 無 茶 清 水 純 子
 川 上 信 彦 加 藤 康 治 勝 野 智 行
 勝 山 秀 夫 毛 利 栄 子 両 角 友 成
 山 口 典 久 和 田 明 子 藤 岡 義 英
 宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

政治資金規正法の改正を含めた再発防止に必要な措置を
求める意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

小 林 東 一 郎

賛 成 者

風 間 辰 一 服 部 宏 昭 萩 原 清
 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司 小 池 清

丸山栄一	山岸喜昭	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	続木幹夫	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

災害への対応力の強化を求める意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提出者

小林 東一郎

賛成者

風間辰一	服部宏昭	萩原清
西沢正隆	宮本衡司	小池清
丸山栄一	山岸喜昭	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地

垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	続木幹夫	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	両角友成
山口典久	和田明子	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

若者の市販薬の過剰摂取防止対策の強化を求める意見書
案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

風間辰一	服部宏昭	萩原清
西沢正隆	宮本衡司	小池清
丸山栄一	山岸喜昭	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	小林東一郎
荒井武志	高島陽子	続木幹夫
中川博司	花岡賢一	望月義寿
佐藤千枝	丸山寿子	竹村直子

小林陽子	林和明	小山仁志
小池久長	百瀬智之	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

被災者生活再建支援法に基づく支援制度の拡充を求める
意見書案提出書

令和6年2月28日

長野県議会議長 佐々木 祥 二 様

提出者

風間辰一	小林東一郎	小山仁志
清水純子	毛利栄子	

賛成者

宮本衡司	服部宏昭	萩原清
西沢正隆	小池清	丸山栄一
山岸喜昭	依田明善	堀内孝人
酒井茂	共田武史	寺沢功希
大畑俊隆	宮下克彦	竹内正美
丸茂岳人	大井岳夫	山田英喜
向山賢悟	早川大地	垣内将邦
青木崇	荒井武志	高島陽子
続木幹夫	中川博司	花岡賢一
望月義寿	佐藤千枝	丸山寿子
竹村直子	小林陽子	林和明
小池久長	百瀬智之	清水正康
小林あや	奥村健仁	グレート無茶
川上信彦	加藤康治	勝野智行

勝 山 秀 夫 和 田 明 子 両 角 友 成
山 口 典 久 藤 岡 義 英 宮 澤 敏 文
小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

○議長（佐々木祥二君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（佐々木祥二君）本案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木祥二君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

○議長（佐々木祥二君）次会は、来る3月12日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時28分散会